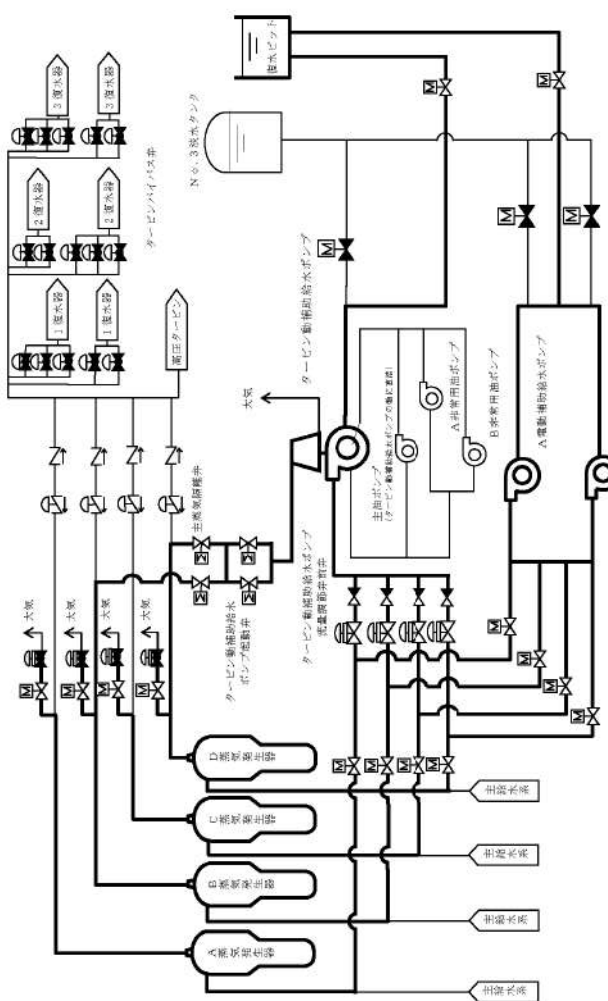
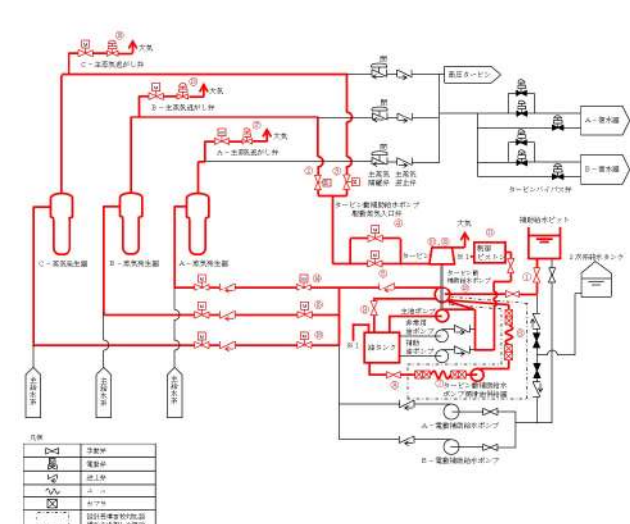


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(2)</p>	 <p>図 45-4-5 蒸気発生器2次側からの除熱 (現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動)</p>	

45-5-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>45-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <p>・復水ピット：<input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m³ を引いた量 <input type="text"/> m³ の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> -11.8m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> 156.5m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> 104.4m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> 249.3m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> 320.7m³</p> <div style="text-align: center;"> <p>補助給水ピット容量（有効水量）570m³</p> <p>249.3m³（①+②+③）</p> <p>補助給水量 820.7m³（④）</p> <p>炉停止後経過時間 [hr]</p> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。 []時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。 復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生 []時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。 []時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>[]枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。 7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>45-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 4 5 - 6 - 1 交流電源単線結線図</p> <p>*1: 常設代替交流電源設備の主要設備 *2: 可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3: 代替所内電気設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 45-6-2 直流電源単線結線図</p> <p> #1：常設代替交流電源設備の主要設備 #2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 #3：代替所内電気設備の主要設備 #4：所内常設蓄電池式直流電源設備の主要設備 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>45-7 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の非常用油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、非常用油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動用工具を用いて、起動制御ピストンを押し上げて、蒸気加減弁レバーを押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。その後、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な機関の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の補助油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、補助油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて起動速度制御ピストン引上げ治具を用いて、起動速度制御ピストンを押し上げて、起動レバーを取り付けた油圧増幅器出力軸を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。あわせて、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な期間の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。 ・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。 <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。 ・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">現場での入力によるタービン動補給水ポンプの起動 概略系図</p>	<p style="text-align: center;">現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを 2 台設置、泊は補助油ポンプ 1 台及び非常用油ポンプ 1 台を設置している。 ・泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動補助給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">手動油ポンプによる軸受油供給 概要系統</p>	<p style="text-align: center;">潤滑油供給器による軸受油供給 系統概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称に相違はあるが、作動油及び軸受油を貯留する油タンクとポンプ軸受をホース・供給ポンプ等にて接続し、手で軸受油を供給する操作方法は同一である。 ・各製品の重量の相違は、末端カブラの有無、ホース長の差異、使用時の据付台の有無等によるものであり、使用している設備仕様は同一である。 ・相違する設備として、大飯は軸受部に接続するホース端にコック弁を設置し、コック弁を介して可搬ホースと軸受部を接続する構成としているが、泊はホースと軸受との接続部にコック弁を設けず、カブラ接続のみとしている。カブラは、接続の切離しにより、オス・メスのカブラ両端は自動閉止機能を有しているため、コック弁がなくとも操作性に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。 （手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。 （手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
3. タイムチャート		3. タイムチャート		
<p>タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの起動開始</p> <p>約45分</p>		<p>40分</p> <p>タービン駆動補助給水ポンプ起動</p>		
手順の項目	要員（数）	手順の項目	要員（数）	
タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復	運転員等（現場）	現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの起動	1	
	1	移動、系統構成 ^{※1}	1	
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}	1	
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}	1	
	1	移動、機材準備 ^{※2}	2	
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}	2	
	1	移動、機材準備 ^{※2}	2	
	1	蒸気加減弁閉鎖準備 ^{※1}	2	
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}	2	

※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁閉鎖準備及びタービン駆動補助給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-9 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	<p>45-8 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という）時において、蒸気発生器2次側へは、復水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、復水ピットへの水補給ができない場合においては、送水車等を用いて復水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として、No. 2、3淡水タンク及び海水がある。これらの作業を実施する際の水源の選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）に使用する復水ピットが枯渇し、復水ピットへの補給が必要となった場合、No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を実施する。次に、No. 2淡水タンクを水源とする消火設備の消火栓による復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において、消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。</p> <p>これらのタンクの水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定および海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という。）時において、蒸気発生器2次側へは、補助給水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、補助給水ピットへの水補給ができない場合においては、可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として原水槽、代替給水ピット及び海水がある。また、原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがある。これらの作業を実施する際の水源選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側からの除熱（注水）に使用する補助給水ピットが枯渇し、補助給水ピットへの補給が必要となった場合、各水源から補助給水ピットへ供給される。補助給水ピットへの供給には水質のよい淡水を優先して使用する。原水槽又は海水へのアクセスに時間を要する場合は、T.P.31m に設置する代替給水ピットを優先して使用する。原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがあるが、ろ過水タンクは構内で火災が発生した場合に消火活動の水源として優先的に使用するため、2次系純水タンクを優先して使用し、火災が発生しておらず、2次系純水タンクが重大事故等時に破損等により使用できなければ、ろ過水タンクを使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>水源構成の相違</p> <p>・泊の原水槽は、貯水している水に加え、2次系純水タンク及びろ過水タンクの貯留水を原水槽に落水させ原水槽から取水できる手段を整備している。</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、淡水源の原水槽への補給水源を2つ有しており、そのうちのろ過水タンクは消火設備の水源としている。大阪と同様、消火設備の水源は、消火活動の使用に優先的に使用することは同じである。</p> <p>・このため、原水槽への補給には2次系純水タンクを優先して使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、復水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という）に注水することとしているが、約18.7時間後に復水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、送水車にて復水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、大阪原子力発電所の位置する若狭湾での調査結果^{*1}を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：若狭湾における海洋環境モニタリングシステム等に関する調査研究、若狭湾エネルギー研究センター（平成18年度）他 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="336 893 907 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他		<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、補助給水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という。）に注水することとしているが、約7時間後に補助給水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、可搬型大型送水ポンプ車にて補助給水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、泊発電所温排水影響調査^{*1}の結果を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：参考 図 泊発電所周辺海域における塩分濃度測定結果の経年変化（平成19年度～平成25年度） 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解温度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="1265 893 1747 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他		<p>相違理由</p> <p>出典の相違 記載方針の相違 ・泊は、塩分濃度の調査結果を参考として示す。</p>
海水成分																								
海水	水分 (96.5%)	—																						
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																						
		塩化マグネシウム (9.6%)																						
		硫酸マグネシウム (6.1%)																						
その他																								
海水成分																								
海水	水分 (96.5%)	—																						
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																						
		塩化マグネシウム (9.6%)																						
		硫酸マグネシウム (6.1%)																						
その他																								

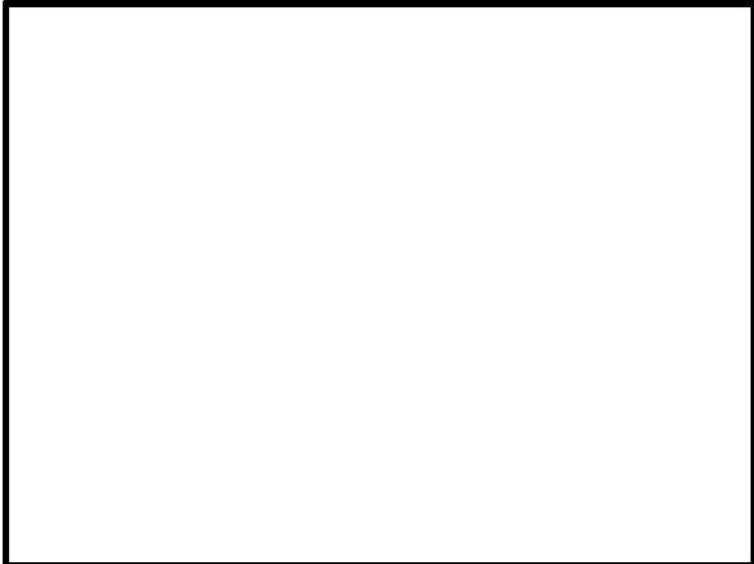


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="336 287 896 399"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量 炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算給水流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="212 582 974 1117" style="border: 2px solid black; height: 335px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="353 1241 855 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: right;">45-9-3</p>	物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度[※]</p> <table border="1" data-bbox="1220 271 1825 391"> <thead> <tr> <th>成分</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量 炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="1131 622 1870 1117" style="border: 2px solid black; height: 310px; width: 330px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図1 SGへの海水供給流量 (SG3基の合計)</p> <div data-bbox="1187 1241 1780 1276" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	
物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				
成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1153 826 1758 869">図2 SGへの積算水量（SG3基の合計）</p> <p data-bbox="1124 890 1747 922">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の監視範囲内に維持することとしている。ここではSG2次側の保有水量については、SG狭域水位33%時の水量とし、保守的に□t/基と設定した。このとき、SG4基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下の通りである。</p> <p>溶解可能な塩分量=□t/基×4基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG4基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下の通りである。</p> <p>海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間はSG2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>c. 蒸気発生器2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>○本事象において、SG水位は狭域水位計の0%以上67%未満※1に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、約70t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量 = 約70t/基 × 3基 × 25wt% = 約52t</p> <p>※1：0%はSGの伝熱管が完全に水没している水位 67%はSG水位高の警報設定値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 本記載は、伊方3号炉の参考掲載 </div>	<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の可視範囲内に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、□t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量=□t/基×3基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG3基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下のとおりである。</p> <p>・海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間は2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p>	<p style="color: red;">設計方針の相違</p> <p style="color: red;">・大阪は、SG内部保有水として狭域33%水位を保有水量として設定しているが、泊はSG狭域0%時の保有水量を設定している（伊方と同様）。</p> <p style="color: red;">・SG保有水量が少ないほど、溶解可能な塩分量が少なくなり、塩分析出までの海水供給量は少なくなり、塩分析出までの期間は短くなる評価となる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 320 981 1166" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="374 1302 871 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="902 1337 963 1358" style="margin-top: 10px;">45-9-5</div>	<div data-bbox="1167 304 1823 1129" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1397 1161 1599 1182" style="text-align: center; margin-top: 10px;">図3 泊3号機 SG 構造図</div> <div data-bbox="1312 1294 1760 1315" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1496 1350 1556 1370" style="margin-top: 10px;">45-8-5</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG 2次側に塩分が析出する時期、すなわちSBO後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が [] °C、RCS 圧力が [] MPa(gage)に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG 2次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG 2次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="226 391 1003 869" style="border: 2px solid red; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを [] MPa(gage)に維持しておりSG 2次側が低圧の状態では排出できる流量として、保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 4基の排出流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの排出流量= [] t/h/基 × 4基= [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心崩壊熱の除去のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがって、SG 4基への注水流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの注水流量= [] t/h+ [] t/h/基 × 4基= [] t/h</p> <p>なお、この流量を送水車により復水ピットに補給し、復水ピット経由でSGに海水注水することは可能である。</p>	<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG2 次側に塩分が析出する時期、すなわち SBO 後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が約 170 °C、RCS 圧力が約 0.7 MPa に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG2 次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG2 次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="1133 359 1845 837" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>初期値：約15.9MPa [gage]</p> <p>RCPシール部からの漏えいによる1次冷却材圧力の低下</p> <p>主蒸気速がし弁開放による2次系強制冷却開始 (30分)</p> <p>約1.7MPa [gage]到達 (約55分)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる炉心への注水開始 (0.7MPa [gage]、約2.2時間)</p> <p>圧力・温度の保持</p> <p>時間 (時) * : 炉心圧力を表示</p> <p>図4 SBO後の1次系圧力の推移 (RCPシールLOCAあり)</p> </div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを約0.7 MPa (gage) に維持しておりSG2 次側が低圧の状態では排出できる流量として、運転実績 [] t/h/基) から保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 3基の排出流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGからの排出流量= [] t/h/基 × 3基= [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心の冷却のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがってSG 3基への注水流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGへの注水流量= [] t/h+ [] t/h/基 × 3基= [] t/h</p> <p>なお、この流量を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットに補給し、補助給水ピット経由でSGに海水注入することは可能である。</p>	<p>解析結果の相違</p> <p>記載内容の相違 ・保守的な設定であることを示すため、運転実績の排出量を記載した。</p> <p>設計の相違 ・3ループの泊と4ループの大阪でSG数が異なる。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下の通り算出した。その結果、「塩分持込み<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5に示すように、SG基内の塩分濃度の低下が見込まれる時点からSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下のとおり算出した。その結果、「塩分持込量<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h (排出)</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5の例に示すように、SG器内の塩分濃度の低下が見込まれる時点となった以降にSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>・SG基数の相違による塩分の持込量と排出量の相違はあるが、持込量を上回る排出量である評価に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 308 981 879" style="border: 2px solid red; width: 353px; height: 358px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1289 853 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1140 284 1861 815" style="border: 2px solid red; width: 322px; height: 333px; margin: 20px auto; position: relative;"> <div data-bbox="1178 316 1827 770" style="border: 2px solid black; width: 290px; height: 285px; position: absolute; top: 20px; left: 20px;"></div> <div data-bbox="1335 770 1671 794" style="position: absolute; bottom: 10px; left: 50px;"> 図5 SG2次側の塩分濃度推移の例 </div> </div>	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の水量、SGの保有水量、塩分持込可能量の相違により、海水注入開始時期、SG器内水の塩分濃度□wt%への到達時間が相違はあるが、SGローダリにて器内水排出をすることで、許容塩分溶解度未満でSG器内水を維持できる設計に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考</p> <div style="text-align: center;"> <p>○本図の塩分濃度は、泊発電所周辺海域における15測定点で、鉛直方向として海面下0.5m、5mおよび海底上2mの3層を用いて算出した。</p> <p>図 塩分濃度測定結果の経年変化</p> </div>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA46H-9 r.3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

46条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯用申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠 （変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>46-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	適合性	相違理由
1号炉	1	原子炉格納容器	1 [補足説明資料]48-2 配置図
	2	海水	[補足説明資料]48-4 系統図
	3	操作性	2
	4	切り替え性	4 [補足説明資料]48-4 系統図
	5	系統設計	5 [補足説明資料]48-4 系統図
	6	設置場所	6
	7	管線径の容量	7
	8	共用の禁止	-
	9	サポート系回路	9 [補足説明資料]48-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 〈原子炉補助建屋〉 （有効に機能を発揮する）	1 [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を海水しない) （機密が漏れない）	[補足説明資料]48-4 系統図
3	操作性 【1次系FAB】 中央制御室操作 〈中央制御室の制御盤での操作が可能〉	2
4	切り替え性 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 （DB補設と同じ系統構成で使用）	4 [補足説明資料]48-4 系統図
5	系統設計 【1次系のFAB】 Bと同等系統構成 〈設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成〉	5 [補足説明資料]48-4 系統図
6	設置条件 地震、風水、火災、外前からの衝撃の影響を及ぼさない	
7	余裕の確保 【1次系FAB】 DB設備の容量等が十分 （DB設備と同等設計）	6
8	共用の禁止 （共用しない）	
9	対象外(サポート系なし)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉		相違理由
	設備	仕様	
1	燃料取替機	燃料取替機	
2	燃料取替機	燃料取替機	
3	燃料取替機	燃料取替機	
4	燃料取替機	燃料取替機	
5	燃料取替機	燃料取替機	
6	燃料取替機	燃料取替機	
7	燃料取替機	燃料取替機	
8	燃料取替機	燃料取替機	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	燃料取替機	
2	燃料取替機	
3	燃料取替機	
4	燃料取替機	
5	燃料取替機	
6	燃料取替機	
7	燃料取替機	
8	燃料取替機	
9	燃料取替機	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	



項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由
1	...	
2	...	
3	...	
4	...	
5	...	
6	...	
7	...	
8	...	
9	...	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由
1	...	
2	...	
3	...	
4	...	
5	...	
6	...	
7	...	
8	...	
9	...	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉
1
2
3
4
5
6
7
8



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1
2
3
4
5
6
7
8
9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉格納容器	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	2	海水又は淡水	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	3	対象外	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	4	DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	5	【1次系のFRD】 FRDと同系統構成	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	6	対象外	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	7	対象外	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	8	【1次系のFRD】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/国内 (S/G2次面による炉心冷却と多様性) (補助格水ピットと位置的分散)	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉格納容器	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	2	海水又は淡水	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	3	対象外	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	4	DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	5	【1次系のFRD】 FRDと同系統構成	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	6	対象外	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	7	対象外	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	8	【1次系のFRD】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/国内 (S/G2次面による炉心冷却と多様性) (補助格水ピットと位置的分散)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(常設)

第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		ほう酸注入タンク	類型 化区分	関連資料
第 1 号 設計 方針 の 相違	設備仕様・構造 設計/屋外の天候 / 自然環境	① C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時 に使用 〈原子炉補助建屋〉 (有効に機能を発揮する)	B a B c	①【補足説明資料】48-2 配置図
	設置 位置	② 対象外(海水を溜水しない) (機密が漏れなれない)	/	【補足説明資料】48-4 系統図
第 2 号 構造 の 相違	電磁気 的 干渉 の 影響	③ 対象外 (周辺機器等からの電磁気による機能を失うおそれがない)	-	-
	操作性	④ 対象外 (操作不要)	/	-
第 3 号 試験・検証 / 稼働性・系統機 等 次/外部入力	試験・検証 / 稼働性・系統機 等 次/外部入力	⑤ 電路 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び有酸水量の確認が可能)	F	⑤【補足説明資料】48-3 試験・検査 説明資料
	切り替え性	⑥ 【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)	B b	⑥【補足説明資料】48-4 系統図
第 4 号 設計 方針 の 相違	系統設計	⑦ 【1次系の残B】 Bと同等系統構成 (設計基準対象組設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑦【補足説明資料】48-4 系統図
	配管設計	⑧ 地震、漏水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
	その他(建築物)	⑨ 対象外	/	-
第 5 号 設置 場所	⑩ 設置場所	⑩ 対象外 (操作不要)	/	⑩-
第 6 号 機能 の 相違	⑪ 常設品の容量	⑪ 対象外(流路)	/	-
第 7 号 共用 の 禁止	⑫ 共用の禁止	⑫ (共用しない)	-	-
第 8 号 設置 条件、自然環 境、外部入力事 業、漏水、火災	設置条件、自然環 境、外部入力事 業、漏水、火災	⑬ 【1次系の残B】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-
	サポート系設備	⑭ 対象外(サポート系なし)	/	-

【設備の相違】(本表7枚表
より転記)
 ・ほう酸注入タンク(BIT)の
設置有無による比較対象な
し
 ・比較対象のプラント(高浜
3/4号炉、川内1/2号炉等)
 であり、主要設備(高浜3号
炉、川内1/2号炉等)の
 高濃度のほう酸水を保有す
 るほう酸注入タンクをポン
 プ仕掛け設置している。大
 飯3/4号炉(伊方3号
炉、高浜3/4号炉、豊田取
 替用水タンク)のほう酸水で
 充分な未境界性3確保可能
 であることからBITを非設
 置としているが、前3号炉で
 は、得知の炉内運用の継続性
 をもたせるため、高浜3/4号
 炉、川内1/2号炉等と同様に
 BITを設置している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	...	1	...	
2	...	2	...	
3	...	3	...	
4	...	4	...	
5	...	5	...	
6	...	6	...	
7	...	7	...	
8	...	8	...	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	...	
2	...	
3	...	
4	...	
5	...	
6	...	
7	...	
8	...	
9	...	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	...	1	...	
2	...	2	...	
3	...	3	...	
4	...	4	...	
5	...	5	...	
6	...	6	...	
7	...	7	...	
8	...	8	...	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	...	
2	...	
3	...	
4	...	
5	...	
6	...	
7	...	
8	...	
9	...	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉	相違理由
①	C/V以外の屋内-1S-LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋) (有効に機能を発揮する)	B A B ① [補足説明資料]48-2 配置図
②	対象外(海水を凍水しない) (機密が漏れられない)	/ - [補足説明資料]48-4 系統図
③	操作性 【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-LOC】 現場操作 (足場確保；階段の踏み台) 〈井操作：手動ハンドルを設け人力により確実に操作〉 中央制御室操作 〈中央制御室の制御盤での操作が可能〉	A B A B ② [補足説明資料]48-2 配置図
④	切り替え性 【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-LOC】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B B ④ [補足説明資料]48-4 系統図
⑤	系統設計 【S/G2次側による冷却】 図と同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d ⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
⑥	設置場所 対象外 (設置場所での手動ハンドル操作により可能) 中央制御室操作 (機密が漏れられない)	/ A B ⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
⑦	余裕の確保 【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-LOC】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同等設計)	A ⑦ -
⑧	共用の禁止 (共用しない)	- ⑧ [補足説明資料]48-2 配置図
⑨	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (手動操作を可能とし、空気作動に対して多様性)	C ⑨ [補足説明資料]48-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	対象外(サポート系なし)
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	対象外(海水を温水しない)
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	対象外(操作不要)
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	【S/G2次側による冷却】 同と同等系統構成 (設計基準対象補設として使用する場合と同じ系統構成)
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	対象外(操作不要)
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	対象外(流路)
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	1	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	2	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	3	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	4	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	5	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	6	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	7	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	8	圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
2	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
3	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
4	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
5	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
6	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
7	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
8	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
9	タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	1	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	2	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	3	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	4	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	5	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	6	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	7	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	8	圧力バウンダリを減圧するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	C/V以外の屋内-IS-10CA時で使用 (原子炉補助建屋) 費用 (有効に機能を発揮する)	1 [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を海水しない) 電機室 (機室が損なわれない) 送電機からの影響 (周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	[補足説明資料]48-4 系統図
3	操作性 【IS-10CA】 現場操作 (非操作：遠隔操作機構を用いて確実に操作できる)	A④ [補足説明資料]48-2 配置図
4	切り替え性 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B① [補足説明資料]48-4 系統図
5	系統設計 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応施設としての系統構成) 配置設計 地震、洪水、火災、外前からの衝撃の影響を及ぼさない その他(建築物) 対象外	A⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
6	設置場所 現場操作 (設置場所と異なる区画から遠隔操作機構を用いて操作)	A① [補足説明資料]48-2 配置図
7	常設時の容量 対象外(同機能)	[補足説明資料]48-2 配置図
8	共用の禁止 (共用しない) 設置条件、自然現象 (火災、洪水、地震) 防止設備/共用要因の考慮対象設備なし	[補足説明資料]48-2 配置図
9	サポート要因 対象外(サポートなし)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
9	11
8	13
8	12
6	11
10	
9	
7	7
6	6
5	5
4	4
	3
3	2
2	1

↑

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	加圧器過し弁兼作用可視型空室付スポンベ	相違資料
1	C7以外の室内-その他(原子炉建屋)	B,d ① [補足説明資料]48-2 配置図
2	海水	/
3	【加圧器過し弁の機能回復】 現場操作 (工具確保:一般的な工具) (弁操作:弁操作等にて遠やかに切替えられる) (接続作業:簡便な接続規格による接続)	A⑧ A⑨ A⑩ ② [補足説明資料]48-2 配置図 [補足説明資料]48-4 系統図
4	【加圧器過し弁の機能回復】 設備としての機能も有さない (弁を設置)	B 4 1 ④ [補足説明資料]48-4 系統図
5	【加圧器過し弁の機能回復】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A,b ⑤ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]48-4 系統図
6	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛により固定)	- ⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
7	【加圧器過し弁の機能回復】 異種に直接接続 (加圧器過し弁全開に必要な圧力に対して十分な容量 保有数は1番、高圧時の低圧状態時のバックアップとして 1個の合計2個)	A ⑦ [補足説明資料]48-5 容量設定規 程
8	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制圧用空気圧縮機と位置的分岐)	A,b ⑧ [補足説明資料]48-2 配置図
9	屋内アクセスルート	A ⑨ [補足説明資料]48-6 アクセ スルート図
10	【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制圧用空気圧縮機と位置的分岐)	A 4 ⑩ [補足説明資料]48-2 配置図
11	対象外(サポート系なし)	/

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
1	1
2	2
3	2
4	3
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)		
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A 原子炉格納容器外の屋内設備 — IS LOCA時に使用する設備 — B SFP事故時に使用する設備 — C SGTR時に使用する設備 — D その他の屋内設備 — E 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — F</p> <p>④海水を流通する系統への影響 — 系統ごとに考慮 — する — I しない — II しない — III</p> <p>⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — 考慮事項 — 現場操作 — A ※ 中央操作 — B 操作が不要な設備 — C</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスプレイスペース取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項 <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 （例：A②、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 — A 原子炉格納容器外の屋内設備 — IS LOCA時に使用する設備 — Ba SFP事故時に使用する設備 — Bb SGTR時に使用する設備 — Bc その他の屋内設備 — Bd 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む） — C</p> <p>④海水を流通する系統への影響 — 系統毎に考慮 — する — 海水流通 — I 淡水又は淡水 — II しない — 対象外</p> <p>⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 — 考慮事項 — 現場操作 — A 中央操作 — B 操作が不要な設備 — 対象外</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ・その他、設備毎の考慮事項 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・テストラインの構成 ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による分類化 機械設備 電気機器 配管設備 計測制御設備 検査機 その他</p> <p>分類化 A ゴンブ、ファン、圧縮機 B 弁 C 容器（タンク類） D 閉込機器 E 空機ユニット F 圧機 G 内巻機器 H 汽機 I 発電機 J その他機器設備 K 計測制御設備 L 試験機 M その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2（1）項参照</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・テストラインの構成 ・機器負荷等の接続性</p> <p>設備区分による分類化 機械設備 静的構造 電気設備 計測制御設備 検査機</p> <p>静的構造 A ゴンブ、ファン B 弁 M 圧縮機 C 容器（タンク類） D 閉込機器 E 空機ユニット F 圧機</p> <p>電気設備 G 内巻機器 H 汽機 I その他機器設備</p> <p>計測制御設備 J 計測制御設備</p> <p>検査機 L 試験機 K その他</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか¹⁾</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>非等で系統構成 過渡時は分離 他設備から孤立 DBと同じ系統構成 放射性物質又は海水を含む系統との分離</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C <p>予備数量の考えかた</p>		

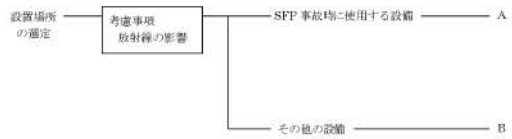


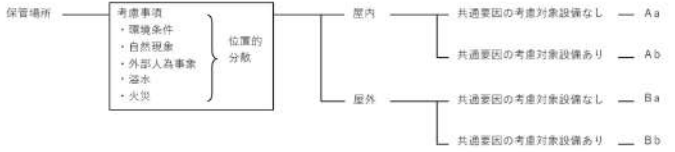
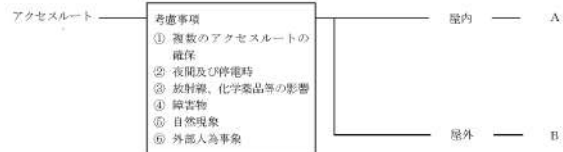

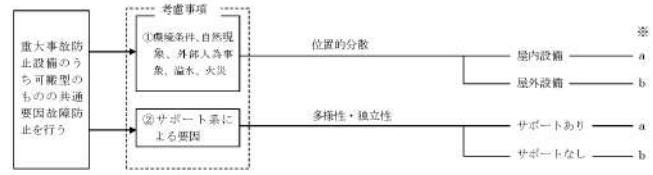
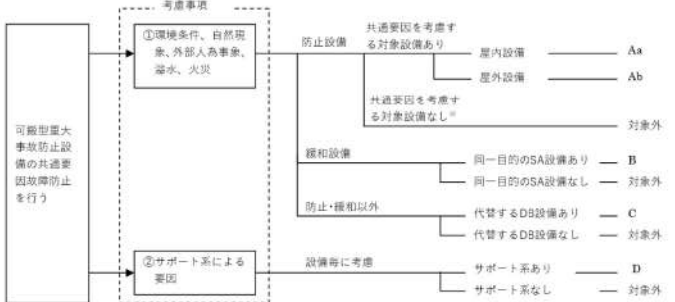
【考慮事項】

④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか

⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">46-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">46-2 配置図</p> <div data-bbox="1579 1268 1908 1372" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-2 </div>	<div data-bbox="1142 295 1859 1236" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1265 1284 1736 1308" style="text-align: center;"> 図46-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: right;"> 46-2-1 </div>	

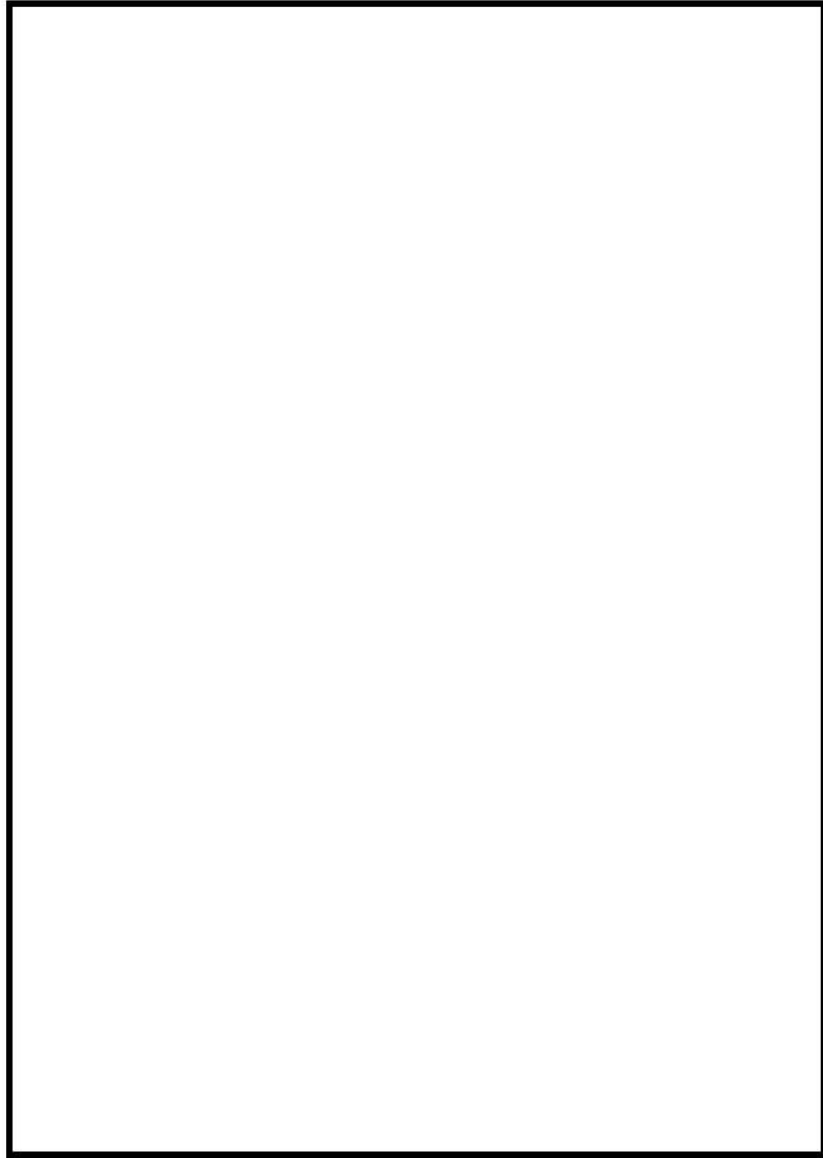
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

46-2-3

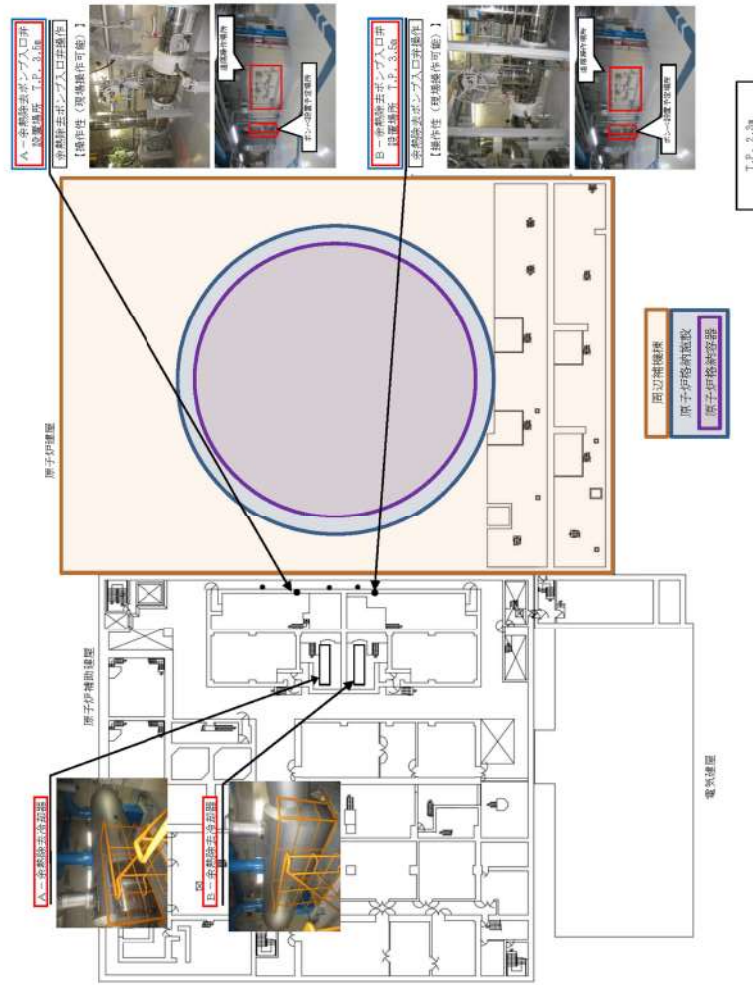


図46-2-2 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）

46-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-8 </div>	<div data-bbox="1120 215 1892 1125" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1288 1284 1713 1308" style="text-align: center;"> 図46-2-4 配置図(蒸気発生器2次側からの除熱) </div> <div data-bbox="1467 1364 1534 1388" style="text-align: right;"> 46-2-4 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="179 1364 728 1404" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-5</div>	<div data-bbox="1097 239 1870 1133" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1254 1284 1736 1316" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 図46-2-5 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1467 1364 1534 1388" style="text-align: center; margin-top: 10px;">46-2-5</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 197 1012 1359" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="183 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1401" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-6</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-9 </div>	<div data-bbox="1120 215 1892 1197" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1299 1284 1702 1308" style="text-align: center;"> 図 4 6 - 2 - 7 配置図 (蒸気発生器 2 次側からの除熱) </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: right;"> 46-2-7 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-10</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 197 1012 1359" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="188 1369 694 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1401" style="text-align: right;"> 46-2-11 </div>	<div data-bbox="1115 300 1832 1216" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">図46-2-8 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）</p> </div> <div data-bbox="1482 1369 1541 1390" style="text-align: right;"> 46-2-8 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>46-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実機名(機番名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	検査名	備考 (○)中略する 設備番号	
C高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査		
	22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査		
	マンホール	2.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高			
	D高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査	
		マンホール	1.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高		
		加圧器	3階 3W-RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067	1.事前・性能試験 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁機能検査
	加圧器過熱し弁		3.分解点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
			1.事前・性能試験 (運転部まで) 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁分解検査	
	加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482A	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査	
2.漏えい試験			高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
3.分解点検			高	加圧器過熱し弁分解検査		
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査		
		2.漏えい試験	高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	加圧器過熱し弁分解検査		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実機名(機番名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	検査名	備考 (○)中略する 設備番号	
C高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査		
	22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査		
	マンホール	2.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高			
	D高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査	
		マンホール	1.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高		
		加圧器	3階 3W-RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067	1.事前・性能試験 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁機能検査
	加圧器過熱し弁		3.分解点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
			1.事前・性能試験 (運転部まで) 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁分解検査	
	加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482A	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査	
2.漏えい試験			高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
3.分解点検			高	加圧器過熱し弁分解検査		
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査		
		2.漏えい試験	高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	加圧器過熱し弁分解検査		

別紙1-15(1)

機器又は系統名	実機名(機番名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	検査名	備考 (○)中略する 設備番号	
C高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査		
	22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査		
	マンホール	2.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高			
	D高気圧蒸発器	圧熱管 3.182本 1次側	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		22次側	1.漏洩点検	高	1次系部交換器検査	
		マンホール	1.漏洩点検 (スラッシュポンプ) (ガスケット等替)	高		
		加圧器	3階 3W-RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067	1.事前・性能試験 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁機能検査
	加圧器過熱し弁		3.分解点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
			1.事前・性能試験 (運転部まで) 2.漏えい試験	高	加圧器安全弁分解検査	
	加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482A	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査	
2.漏えい試験			高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
3.分解点検			高	加圧器過熱し弁分解検査		
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.分解点検	高	加圧器過熱し弁機能検査		
		2.漏えい試験	高	加圧器過熱し弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	加圧器過熱し弁分解検査		

別紙1-6

試原-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="210 233 1003 1326" style="border: 2px solid black; height: 685px; width: 354px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1337 842 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 229 1008 1311" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="385 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 209 992 1316" style="border: 2px solid black; height: 694px; width: 338px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="356 1331 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1323 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試版-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 185 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="472 1369 929 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1877 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 276 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1727 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 196 1010 1361" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="181 1361 687 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 280 1874 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 215 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 363px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="197 1353 674 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 279 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="185 1364 689 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1316" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 1016 1366" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 366px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="188 1369 696 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 324px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は頻度	検査名
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の管(式 現設備) その他機器]	1.分解点検 2.分解点検	高 高	
	主蒸気発生弁	1.運転・性能試験 1.漏れ試験	高 高	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏えい検査
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主熱交換器]	主蒸気発生弁	1.漏れ試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁	1.運転・性能試験 (定期点検) 1.漏れ試験	高 高	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁電動部	1.分解点検	高	
	主蒸気隔離弁	1.定期点検 (特性点検) (定期点検)	高 高	
	主蒸気隔離弁電動部	1.分解点検	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は頻度	検査名
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の管(式 現設備) その他機器]	1.分解点検 2.分解点検	高 高	
	主蒸気発生弁	1.運転・性能試験 1.漏れ試験	高 高	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏えい検査
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主熱交換器]	主蒸気発生弁	1.漏れ試験	高	主蒸気発生弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁	1.運転・性能試験 (定期点検) 1.漏れ試験	高 高	主蒸気逃がし弁機能検査 主蒸気逃がし弁漏えい検査
	主蒸気逃がし弁電動部	1.分解点検	高	
	主蒸気隔離弁	1.定期点検 (特性点検) (定期点検)	高 高	
	主蒸気隔離弁電動部	1.分解点検	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	
	2次系弁検査	1.定期点検 (特性点検)	高	

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査記録なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1016 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 376px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1874 1311" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 734px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 288 1870 1321" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1422 1329 1870 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1329 1872 1350" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査項目(○印は適用する設備診断技術)	
	白霧/高圧冷却水循環器	1.開閉点検	高	2次系系交換器検査	
	クラント蒸気減圧器	2.非破壊試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	2次系系交換器検査	
		2.非破壊試験	高		
		3.漏えい試験	高		
	給水、復水素補助給水素	1.開閉・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	高気タービン附属設備機器検査	
		2.非破壊試験(ポンプ、電動機、制御弁、電動機等含む)	高	補助給水素機能検査	
	A電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	補助給水素ポンプ分解検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検(電動機)	高		
		3.調整点検(制御弁・弁)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		
	B電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	補助給水素ポンプ分解検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検(電動機)	高		
		3.調整点検(制御弁・弁)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		
	タービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験(タービン)	高	2次系ポンプ機能検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検	高		
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験(ストローマン機構)	高	2次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検(タービン)	高		
		3.調整点検(電動機)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査項目(○印は適用する設備診断技術)	
	白霧/高圧冷却水循環器	1.開閉点検	高	2次系系交換器検査	
	クラント蒸気減圧器	2.非破壊試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	2次系系交換器検査	
		2.非破壊試験	高		
		3.漏えい試験	高		
	給水、復水素補助給水素	1.開閉・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	高気タービン附属設備機器検査	
		2.非破壊試験(ポンプ、電動機、制御弁、電動機等含む)	高	補助給水素機能検査	
	A電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	補助給水素ポンプ分解検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検(電動機)	高		
		3.調整点検(制御弁・弁)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		
	B電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	補助給水素ポンプ分解検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検(電動機)	高		
		3.調整点検(制御弁・弁)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		
	タービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験(タービン)	高	2次系ポンプ機能検査	標準診断-3(M)
		2.分解点検	高		
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験(ストローマン機構)	高	2次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検(タービン)	高		
		3.調整点検(電動機)	高		
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高		

図104H-1-2 (M2/20)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査項目(○印は適用する設備診断技術)
タービン駆動給水ポンプ・タービン	タービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験(タービン)	高	2次系ポンプ機能検査
タービン駆動給水ポンプ・タービン	タービン駆動給水ポンプ・タービン	2.分解点検	高	
タービン駆動給水ポンプ・タービン	タービン駆動給水ポンプ・タービン	3.調整点検(電動機)	高	
タービン駆動給水ポンプ・タービン	タービン駆動給水ポンプ・タービン	4.調整点検(潤滑油入替他)	高	

表付2-65

頁59

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系統機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系統機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 285 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は別項	保安方針	検査名	備考 (1)尚ほ適用する 設備診断技術
高圧タービン [蒸気タービン]に附属する 給水ポンプ及び貯水設備 並びに給水処理設備	05炉7号高圧給水加熱器	1.開放点検 2.車検試験 3.漏えい試験	高	130M	2次系高圧交換器検査	
	クランド蒸気発生器	1.開放点検	高	130M		
		2.車検試験	高	65M	2次系高圧交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
	給水、還元系 補助給水系	1.運転・性能試験 (ポンプ、電動機含む) 2.運転・性能試験 (ポンプ、電動機、高圧機、弁、 弁駆動部等含む)	高	1F	蒸気タービン附属設備運転検査 補助給水系統検査	
		4.電動補助給水ポンプ・電動機	高	32M	補助給水ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)
		2.分解点検 (電動機)	高	78M		
		3.漏洩点検 (弁・弁駆動部等)	高	26M		
	白電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (電動機)	高	26M		
		2.分解点検 (弁・弁駆動部等)	高	26M		
3.漏洩点検 (弁・弁駆動部等)		高	26M			
4.漏洩点検 (潤滑油入射他)		高	26M			
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (電動機)	高	B	2次系ポンプ運転検査	(稼働診断:3M)	
	2.分解点検	高	32M	補助給水ポンプ分解検査		
	3.漏洩点検 (ストレートノリ漏洩)	高	26M			
	4.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	高	B	2次系ポンプ運転検査		
	2.分解点検	高	32M	補助給水ポンプ分解検査		
	3.漏洩点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査		

泊発電所3号炉

05炉7号機-1号機

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は別項	保安方針	検査名	備考 (1)尚ほ適用する 設備診断技術
高圧タービン [蒸気タービン]に附属する 給水ポンプ及び貯水設備 並びに給水処理設備	05炉7号高圧給水加熱器	1.開放点検 2.車検試験 3.漏えい試験	高	130M	2次系高圧交換器検査	
	クランド蒸気発生器	1.開放点検	高	130M		
		2.車検試験	高	65M	2次系高圧交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
	給水、還元系 補助給水系	1.運転・性能試験 (ポンプ、電動機含む) 2.運転・性能試験 (ポンプ、電動機、高圧機、弁、 弁駆動部等含む)	高	1F	蒸気タービン附属設備運転検査 補助給水系統検査	
		4.電動補助給水ポンプ・電動機	高	32M	補助給水ポンプ分解検査	(稼働診断:3M)
		2.分解点検 (電動機)	高	78M		
		3.漏洩点検 (弁・弁駆動部等)	高	26M		
	白電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (電動機)	高	26M		
		2.分解点検 (弁・弁駆動部等)	高	26M		
3.漏洩点検 (ストレートノリ漏洩)		高	26M			
4.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン		高	B	2次系ポンプ運転検査	(稼働診断:3M)	
タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (電動機)	高	B	2次系ポンプ運転検査		
	2.分解点検	高	32M	補助給水ポンプ分解検査		
	3.漏洩点検 (ストレートノリ漏洩)	高	26M			
	4.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	高	B	2次系ポンプ運転検査		
	2.分解点検	高	32M	補助給水ポンプ分解検査		
	3.漏洩点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査		

05炉7号機-2号機

05炉7号機-3号機

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 284 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 328px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1117 212 1917 1267" style="border: 2px solid black; height: 661px; width: 357px;"></div> <div data-bbox="1420 1286 1912 1315" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1870 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1720 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1740 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 199 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 364px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1153 279 1870 1295" style="border: 2px solid black; height: 637px; width: 320px;"></div> <div data-bbox="1422 1305 1859 1324" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は名称	実地敷(機組名)	点検及び試験の項目	保安方式 保安装置 又は制度	検査名	備考 (1)内は適用する 設備試験項目)
揚水ポンプ (揚水ポンプ)	3A揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	3B揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	
	3C揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	
	3A揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3B揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3C揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3D揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3E揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3F揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3G揚水ポンプ	1.開閉点検	高 1F		
タービン (タービン)	タービン	1.分断点検 2.分断点検	高 13M~150M 低 13M~130M	タービン駆動機検査 タービン駆動機検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	タービン	1.開閉点検	高 13M	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 10F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 既設型専用 別による	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 1F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 1F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 B	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 B	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 130M~200M 2次系設備検査	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 130M~200M 2次系設備検査	タービン駆動機検査	
タービン駆動機 (タービン駆動機)	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	

泊発電所3号炉

機器又は名称	実地敷(機組名)	点検及び試験の項目	保安方式 保安装置 又は制度	検査名	備考 (1)内は適用する 設備試験項目)
揚水ポンプ (揚水ポンプ)	3A揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	3B揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	
	3C揚水ポンプ	1.開閉点検	高 50M	2次系設備検査	
	3A揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3B揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3C揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3D揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3E揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3F揚水ポンプ	1.開閉点検	高 130M	2次系設備検査	
	3G揚水ポンプ	1.開閉点検	高 1F		
タービン (タービン)	タービン	1.分断点検 2.分断点検	高 13M~150M 低 13M~130M	タービン駆動機検査 タービン駆動機検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	タービン	1.開閉点検	高 13M	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 10F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 既設型専用 別による	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 1F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高 1F	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 B	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 B	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 130M~200M 2次系設備検査	タービン駆動機検査	
	タービン	1.開閉点検	高・低 130M~200M 2次系設備検査	タービン駆動機検査	
タービン駆動機 (タービン駆動機)	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	(1)内は適用する 設備試験項目)
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	
	タービン駆動機	1.開閉点検	高・低 130M~150M	タービン駆動機検査	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="239 261 954 1315" style="border: 2px solid black; height: 660px; width: 319px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 804 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1700 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 276 985 1342" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 349px;"></div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は頻度	検査名	検査項目による 試験結果(注)
日余熱除去系 電動機	日余熱除去系主要弁	1.駆動・性能試験	高	日*	1次系ポンプ駆動系検査	日*ポンプまたは運転電圧の分極 点検にあわせて実施 (運転診断-3M)
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高	91M		
		4.潤滑油供給 (ポンプ)	高	38M		
		5.緊急点検 (潤滑油入量)	高	26M		
		6.緊急点検 (電動機入量)	高	26M		
		7.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		8.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		9.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		10.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		11.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		12.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
A系熱除去系	A系熱除去系主要弁	1.開閉点検	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
日余熱除去系	日余熱除去系主要弁	1.開閉点検	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
原子炉冷却材系統配管(系源線系設備) その他の弁	原子炉冷却材系統配管(系源線系設備) その他の弁	1.駆動・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系弁弁体検査 1次系弁設置	一部BIMあり
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.緊急点検 (ワンハンドバッキング取付)	高・低	85M~130M		

別紙-1 (3/30)

別紙-71

比較のため前項より転記

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は頻度	検査名	検査項目による 試験結果(注)
日余熱除去系 電動機	日余熱除去系主要弁	1.駆動・性能試験	高	日*	1次系ポンプ駆動系検査	日*ポンプまたは運転電圧の分極 点検にあわせて実施 (運転診断-3M)
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高	91M		
		4.潤滑油供給 (ポンプ)	高	38M		
		5.緊急点検 (潤滑油入量)	高	26M		
		6.緊急点検 (電動機入量)	高	26M		
		7.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		8.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		9.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		10.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		11.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
		12.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解 検査	
A系熱除去系	A系熱除去系主要弁	1.開閉点検	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
日余熱除去系	日余熱除去系主要弁	1.開閉点検	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系ポンプ交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M		
原子炉冷却材系統配管(系源線系設備) その他の弁	原子炉冷却材系統配管(系源線系設備) その他の弁	1.駆動・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系弁弁体検査 1次系弁設置	一部BIMあり
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.緊急点検 (ワンハンドバッキング取付)	高・低	85M~130M		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：03-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 検査名：1次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-83</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 276 1865 1289" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 319px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1420 1295 1859 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象 SA 設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象 SA 設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象 SA 設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-72</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統施設 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-16</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-74</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1137 276 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 328px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地帳(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	検査適用する試験規程(注1)
日条熱除去ポンプ、電動機 他注入系主要弁	日条熱除去ポンプ、電動機	1. 運転・性能試験	高	日*	1次系ポンプ運転検査	(O) 中核適用する試験規程(注1) 日*、ポンプ毎又は運転モード毎に別添に於いて、それぞれを参照(運転診断-3M)
		2. 分解点検 (ポンプ)	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3. 分解点検 (電動機)	高	91M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		4. 分解点検 (ポンプ)	高	38M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		5. 分解点検 (ポンプ)	高	26M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		6. 分解点検 (電動機)	高	26M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		4. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
日条熱除去冷却器 原子炉冷却材循環用「茶濁除去装置」 その他の弁	日条熱除去冷却器	1. 運転・性能試験	高	日	1次系冷却器検査	一部BAMあり
		2. 非破壊試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地帳(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	検査適用する試験規程(注1)
日条熱除去ポンプ、電動機 他注入系主要弁 日条熱除去冷却器 原子炉冷却材循環用「茶濁除去装置」 その他の弁	日条熱除去ポンプ、電動機	1. 運転・性能試験	高	日	1次系冷却器検査	一部BAMあり
		2. 非破壊試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
		1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
		1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
		1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
		1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
		4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	

図表-1 (3/70)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	検査適用する試験規程(注1)
原子炉冷却材循環用「茶濁除去装置」	原子炉冷却材循環用「茶濁除去装置」	1. 運転・性能試験	高	日	1次系冷却器検査	一部BAMあり
その他の弁	その他の弁	2. 非破壊試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	1. 運転・性能試験	高	52M~260M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	2. 非破壊試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	3. 漏えい試験	高	130M	1次系冷却器検査	
その他の弁	その他の弁	4. 分解点検	高	130M	1次系冷却器検査	

別紙1-11

試原-76

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第11回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検 査 名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-11-91</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地機(機器名)	試験方法及び試験の項目	保全の重要度	検査名	検査適用する設備検査法(注)	
日条熱除去ポンプ、電動機	日条熱除去ポンプ、電動機	絶縁・性能試験	高	1.一次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層	
				2.分解点検 (ポンプ)	1次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				3.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				4.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				5.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				6.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				7.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				8.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				9.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				10.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
低圧注入系主要弁	3V-RH-050A 3V-RH-040B 3V-RH-030C 3V-RH-030D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				2.非破壊試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				3.漏えい試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				4.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
日条熱除去冷却器	日条熱除去冷却器	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
				2.非破壊試験	1次系部交換器検査	
				3.漏えい試験	1次系部交換器検査	
				4.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	1.絶縁・性能試験	高	1.絶縁・性能試験	1次系弁検査	
				2.分解点検	1次系弁検査	
				3.分解点検	1次系弁検査	
				4.閉鎖点検	1次系弁検査	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地機(機器名)	試験方法及び試験の項目	保全の重要度	検査名	検査適用する設備検査法(注)	
日条熱除去ポンプ、電動機	日条熱除去ポンプ、電動機	絶縁・性能試験	高	1.一次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層	
				2.分解点検 (ポンプ)	1次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				3.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				4.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				5.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				6.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				7.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				8.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				9.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				10.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
低圧注入系主要弁	3V-RH-050A 3V-RH-040B 3V-RH-030C 3V-RH-030D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				2.非破壊試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				3.漏えい試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				4.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
日条熱除去冷却器	日条熱除去冷却器	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
				2.非破壊試験	1次系部交換器検査	
				3.漏えい試験	1次系部交換器検査	
				4.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	1.絶縁・性能試験	高	1.絶縁・性能試験	1次系弁検査	
				2.分解点検	1次系弁検査	
				3.分解点検	1次系弁検査	
				4.閉鎖点検	1次系弁検査	

別紙1-13(7/8)

機器又は系統名	実地機(機器名)	試験方法及び試験の項目	保全の重要度	検査名	検査適用する設備検査法(注)	
日条熱除去ポンプ、電動機	日条熱除去ポンプ、電動機	絶縁・性能試験	高	1.一次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層	
				2.分解点検 (ポンプ)	1次系ポンプ機能検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				3.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				4.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				5.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				6.分解点検 (潤滑油入量)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				7.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				8.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				9.分解点検 (電動機)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
				10.分解点検 (ポンプ)	非常用炉心冷却系ポンプ分層検査	日・ポンプまたは運転機庫の分層
低圧注入系主要弁	3V-RH-050A 3V-RH-040B 3V-RH-030C 3V-RH-030D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				2.非破壊試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				3.漏えい試験	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
				4.閉鎖点検	非常用炉心冷却系主要弁分層検査	
日条熱除去冷却器	日条熱除去冷却器	1.閉鎖点検	高	1.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
				2.非破壊試験	1次系部交換器検査	
				3.漏えい試験	1次系部交換器検査	
				4.閉鎖点検	1次系部交換器検査	
原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	原子炉非常用冷却材「茶濁除去装置」 その他の弁	1.絶縁・性能試験	高	1.絶縁・性能試験	1次系弁検査	
				2.分解点検	1次系弁検査	
				3.分解点検	1次系弁検査	
				4.閉鎖点検	1次系弁検査	

別紙1-13

試原-78

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合に、定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 5</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射線管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備</p> <p>検査名：1次系弁検査（3/4）【機械一般弁編】 要領書番号：O3-16-320</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 193 1008 1358" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="183 1361 687 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査適用する設備(設備名)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	182M		
	A蓄圧タンク	2.點検点検(特性点検)	13M~182M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	冷却剤貯留水ヒット	1.外観点検	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	2.外観点検	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	10Y	1次系弁駆査	
	その他の弁	2.分解点検	高・低	1次系弁検査	
		3.分解点検	65M~200M	1次系弁検査	
		4.點検点検(グラントパッキン駆査)	低	1次系停止弁検査	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	78M~182M		一部BIMあり
	その他の弁駆動部	2.分解点検	高・低	1次系弁駆査	
		3.點検点検(特性点検)	高・低		
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.分解点検	高		
	その他の機器	2.分解点検	低		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査適用する設備(設備名)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	182M		
	A蓄圧タンク	2.點検点検(特性点検)	13M~182M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
	冷却剤貯留水ヒット	1.外観点検	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	2.外観点検	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	10Y	1次系弁駆査	
	その他の弁	2.分解点検	高・低	1次系弁検査	
		3.分解点検	65M~200M	1次系弁検査	
		4.點検点検(グラントパッキン駆査)	低	1次系停止弁検査	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	78M~182M		一部BIMあり
	その他の弁駆動部	2.分解点検	高・低	1次系弁駆査	
		3.點検点検(特性点検)	高・低		
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.分解点検	高		
	その他の機器	2.分解点検	低		

別紙-1 (注1)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査適用する設備(設備名)
蓄圧注入系主要弁駆動部	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	182M		
A蓄圧タンク	A蓄圧タンク	2.點検点検(特性点検)	13M~182M		
B蓄圧タンク	B蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
C蓄圧タンク	C蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
D蓄圧タンク	D蓄圧タンク	1.開閉点検	130M		
冷却剤貯留水ヒット	冷却剤貯留水ヒット	1.外観点検	1F		
A、B格納容器再循環サブシステム	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	1F		
A、B格納容器再循環サブシステム	A、B格納容器再循環サブシステム	2.外観点検	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	10Y	1次系弁駆査	
その他の弁	その他の弁	2.分解点検	高・低	1次系弁検査	
		3.分解点検	65M~200M	1次系弁検査	
		4.點検点検(グラントパッキン駆査)	低	1次系停止弁検査	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.運転・性能試験	78M~182M		一部BIMあり
その他の弁駆動部	その他の弁駆動部	2.分解点検	高・低	1次系弁駆査	
		3.點検点検(特性点検)	高・低		
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式	1.分解点検	高		
その他の機器	その他の機器	2.分解点検	低		

別紙1-13

試原-80

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合に、当該定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 279 1863 1294" style="border: 2px solid black; height: 636px; width: 318px;"></div> <div data-bbox="1420 1299 1861 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1151 277 1865 1294" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1299 1861 1321" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地機(機器名) 原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	危険及び試験の項目	保全方式 高さ又は高さ	検査名	検査 適用する 試験設備(注)
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	1. 駆動・性能試験 2. 分解点試験 3. 調整点試験 (調整点試験) 7. 分解点試験 2. 分解点試験	高・径 32M~182M 高・径 3M~182M 高 13M~91M 高 65M~130M	1次系弁駆査	有効性評価No. 3の試験
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他AM(代用高圧機)機器	その他AM(代用高圧機)機器	4. 分解点試験	高 130M~182M	1次系弁駆査	
高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	1. 駆動・性能試験 (ポンプ、電機機、弁、弁駆動機等を含む) 2. 分解点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む) 3. 調整点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む)	高 1F 高 6M 高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系循環機検査 運転中の主要機器機能検査(状況監視検査含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	注 A. 高圧主入ポンプ B. 低圧主入ポンプ (運転診断 3M)
A高圧主入ポンプ・電機機	A高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	
B高圧主入ポンプ・電機機	B高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地機(機器名) 原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	危険及び試験の項目	保全方式 高さ又は高さ	検査名	検査 適用する 試験設備(注)
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	1. 駆動・性能試験 2. 分解点試験 3. 調整点試験 (調整点試験) 7. 分解点試験 2. 分解点試験	高・径 32M~182M 高・径 3M~182M 高 13M~91M 高 65M~130M	1次系弁駆査	有効性評価No. 3の試験
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他AM(代用高圧機)機器	その他AM(代用高圧機)機器	4. 分解点試験	高 130M~182M	1次系弁駆査	
高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	1. 駆動・性能試験 (ポンプ、電機機、弁、弁駆動機等を含む) 2. 分解点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む) 3. 調整点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む)	高 1F 高 6M 高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系循環機検査 運転中の主要機器機能検査(状況監視検査含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	注 A. 高圧主入ポンプ B. 低圧主入ポンプ (運転診断 3M)
A高圧主入ポンプ・電機機	A高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	
B高圧主入ポンプ・電機機	B高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	

別紙1-13(注)

機器又は系統名	実地機(機器名)	危険及び試験の項目	保全方式 高さ又は高さ	検査名	検査 適用する 試験設備(注)
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他の弁駆動機	1. 駆動・性能試験 2. 分解点試験 3. 調整点試験 (調整点試験) 7. 分解点試験 2. 分解点試験	高・径 32M~182M 高・径 3M~182M 高 13M~91M 高 65M~130M	1次系弁駆査	有効性評価No. 3の試験
原子炉冷却系循環機(系統除去設備) [式] その他AM(代用高圧機)機器	その他AM(代用高圧機)機器	4. 分解点試験	高 130M~182M	1次系弁駆査	
高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	高圧及び低圧主入水 (系統除去設備(低圧主入水機)を含む)	1. 駆動・性能試験 (ポンプ、電機機、弁、弁駆動機等を含む) 2. 分解点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む) 3. 調整点試験 (ポンプ、電機機、弁駆動機等を含む)	高 1F 高 6M 高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系循環機検査 運転中の主要機器機能検査(状況監視検査含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	注 A. 高圧主入ポンプ B. 低圧主入ポンプ (運転診断 3M)
A高圧主入ポンプ・電機機	A高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	
B高圧主入ポンプ・電機機	B高圧主入ポンプ・電機機	1. 分解点試験 (ポンプ) 2. 分解点試験 (電機機) 3. 調整点試験 (ポンプ) 4. 調整点試験 (潤滑油入機) (ポンプ)	高 130M 高 91M 高 26M 高 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分岐検査	

別紙1-13

試原-83

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試原-84</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1704 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む） 要領書番号：HT3-運-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1868 1209" style="border: 2px solid black; height: 580px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1361 1233 1798 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象 SA 設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象 SA 設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象 SA 設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

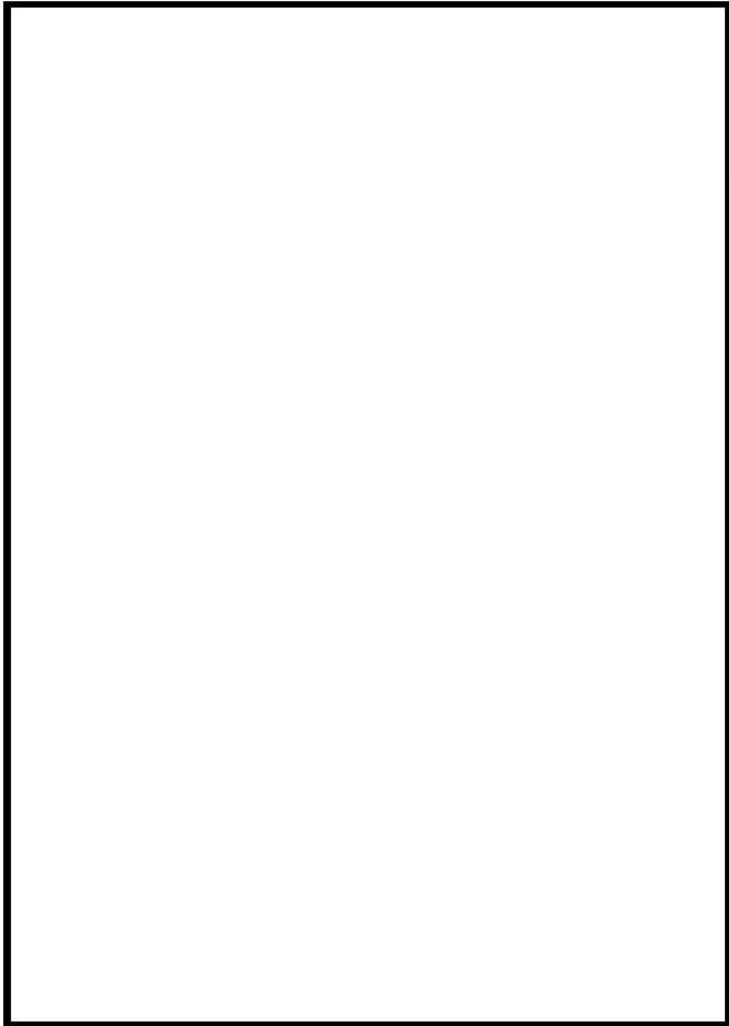
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試原-86</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 321px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>設備の相違(本文比較表より転記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸注入タンク(BIT)の設置有無により比較対象なし ・北原的初期のプラント(高浜3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主蒸気発生所(過冷却凝縮器)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをポンプ吐出側に設置している。大飯3/4号炉以降(伊方3号炉、高浜3/4号炉)、燃料取扱用水タンクのほう酸水で充分な保潔性は確保可能であることからBITを非設置としているが、泊3号炉では、従来の高濃度ほう酸水をもたせるため、高浜3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度	機名	備考 (①内は適用する 設備修繕技術)
高圧注入系	3V-S-082A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
3V-S-138A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

高圧タンク出口弁

泊発電所3号炉

機器又は系名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度	機名	備考 (①内は適用する 設備修繕技術)
高圧注入系	3V-S-082A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
3V-S-138A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

別紙1-15

試原-90

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

機器又は系名称	実設備(機種名)	点検及び点検の項目	保安方式 重要度 又は制度	機名	備考 (1)内は適用する 設備名称(括弧)
	主注入系主要系圧力制御	1.分断点検 2.調整点検 (注)点検 1.開点検	高 高 高	150M 130M~182M 130M	
	A 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	B 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	C 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	燃料管注水ピストン	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器高圧保護システム	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器高圧保護システムクレーン	1.外観点検	高	1F	
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検 1.機能・性能試験	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の格差	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査

泊発電所 3 号炉

別紙1-15(1)

機器又は系名称	実設備(機種名)	点検及び点検の項目	保安方式 重要度 又は制度	機名	備考 (1)内は適用する 設備名称(括弧)
	主注入系主要系圧力制御	1.分断点検 2.調整点検 (注)点検 1.開点検	高 高 高	150M 130M~182M 130M	
	A 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	B 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	C 蓄圧タンク	1.開点検	高	130M	
	燃料管注水ピストン	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器高圧保護システム	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器高圧保護システムクレーン	1.外観点検	高	1F	
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検 1.機能・性能試験	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査
	原子炉冷却系格納箱(非冷却用)冷却ポンプ 設備 その他の格差	1.機能・性能試験 2.分断点検 3.分断点検 4.調整点検	高・低 高・低 高・低 高・低	10Y 1次系圧降差 1次系安全弁格差 65M~205M 1次系安全弁格差 78M~193M 78M~193M	原子炉格納箱高圧保護システム クレーン・検査

別紙1-15

試験 90

比較のため前項より転記

相違理由
 保全計画の相違
 ・駆動部を有する弁
 の表記の相違
 ・駆動部と弁本体に
 ついて一括表記又
 は別々表記の違い
 であり、試験検査が
 行えることの確認
 記録であることに
 相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-91</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査 要領書番号：O3-16-125</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 256 952 1318" style="border: 2px solid black; height: 665px; width: 317px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="398 1321 824 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="266 325 913 1232" style="border: 2px solid black; width: 289px; height: 568px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="385 1241 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 284 1870 1315" style="border: 2px solid black; width: 325px; height: 646px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 304 949 1302" style="border: 2px dashed black; width: 316px; height: 625px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="387 1246 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="432 1318 748 1401" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">比較のため前項より転記</div>	<div data-bbox="1146 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; width: 326px; height: 645px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <p>・泊の凝王タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="246 295 952 1284" style="border: 2px dashed black; width: 315px; height: 620px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="392 1244 817 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="425 1300 750 1380" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">比較のため前項より転記</div>	<div data-bbox="1142 279 1870 1316" style="border: 2px solid black; width: 325px; height: 650px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <p>・泊の凝王タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査項目による整備実施方法
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	182M	
	A蓄圧タンク	2.駆逐点検 (特性点検)	13M~182M	
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	燃料取替用ホット	1.開閉点検	1F	
	A、B格納容器再循環システム	1.外観点検	1F	
	A、B格納容器再循環システムクリーン	1.外観点検	1F	
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.外観点検 1.駆逐・性能試験	10Y B	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	2.分解点検 4.駆逐点検 (グラントパッキン取替)	65M~200M 78M~182M	一部BMあり
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の機器	1.駆逐・性能試験 2.分解点検 (特性点検)	高・低 高・低 高・低	
		1.分解点検	高・低	
		2.分解点検	高・低	

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査項目による整備実施方法
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	182M	
	A蓄圧タンク	2.駆逐点検 (特性点検)	13M~182M	
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	130M	
	燃料取替用ホット	1.開閉点検	1F	
	A、B格納容器再循環システム	1.外観点検	1F	
	A、B格納容器再循環システムクリーン	1.外観点検	1F	
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.外観点検 1.駆逐・性能試験	10Y B	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	2.分解点検 4.駆逐点検 (グラントパッキン取替)	65M~200M 78M~182M	一部BMあり
	原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の機器	1.駆逐・性能試験 2.分解点検 (特性点検)	高・低 高・低 高・低	
		1.分解点検	高・低	
		2.分解点検	高・低	

別紙-1 (注1)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査項目による整備実施方法
蓄圧注入系主要弁駆動部		1.分解点検	182M	
A蓄圧タンク		2.駆逐点検 (特性点検)	13M~182M	
B蓄圧タンク		1.開閉点検	130M	
C蓄圧タンク		1.開閉点検	130M	
D蓄圧タンク		1.開閉点検	130M	
燃料取替用ホット		1.開閉点検	1F	
A、B格納容器再循環システム		1.外観点検	1F	
A、B格納容器再循環システムクリーン		1.外観点検	1F	
原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁		2.外観点検 1.駆逐・性能試験	10Y B	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系停止弁検査
原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部		2.分解点検 4.駆逐点検 (グラントパッキン取替)	65M~200M 78M~182M	一部BMあり
原子炉冷却系系統範囲(非常用炉心冷却)1式 その他の機器		1.駆逐・性能試験 2.分解点検 (特性点検)	高・低 高・低 高・低	
		1.分解点検	高・低	
		2.分解点検	高・低	

別紙-13

試原-110

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1151 272 1863 1251" style="border: 2px solid black; height: 613px; width: 318px;"></div> <div data-bbox="1361 1270 1796 1292" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：1次系容器検査 要領書番号：HT3-89</p> <p style="text-align: right;">試原-111</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1334 1704 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1128 261 1906 1369" style="border: 2px dashed black; height: 694px; width: 347px;"></div> <div data-bbox="1420 1294 1861 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1294 1369 1783 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大阪は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1131 263 1904 1292" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 645px; width: 345px;"></div> <div data-bbox="1422 1292 1859 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1276 1372 1769 1449" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大飯は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3 号機 第 2 保全サイクル 事業者検査（自主検査） 要領書 【追加保全（追 5 サイクル）】</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射線管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設 原子炉格納施設 非常用電源設備</p> <p style="text-align: center;">検査名：構造健全性検査 要領書番号：HT 3-103</p>	<p>関連資料の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																									
	<p style="text-align: right;">HT3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0 (3/5)</p> <p style="text-align: center;">構造健全性検査10年計画表（3/5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査対象範囲</th> <th colspan="10">泊発電所 3 号機 検査計画（10サイクル）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>回次</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> <th>第5回</th> <th>第6回</th> <th>第7回</th> <th>第8回</th> <th>第9回</th> <th>第10回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>系統</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう筒回収装置</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全注入設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器X線設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉設備冷却水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水酸化苛性設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉設備冷却海水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物処理設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>*H2設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> 第3回：原子炉補助設備（排管区画）、蒸気ポンプ組屋、海水管列管含む 点検エリア 第4回：空調設備エリア、原子炉建屋（非管理区画）、第5回：原子炉格納容器内 第6回：原子炉補助設備（管理区画）、第7回：原子炉建屋（管理区画）、空調設備エリア </p>	検査対象範囲	泊発電所 3 号機 検査計画（10サイクル）										備考	回次	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	系統	-														1次冷却設備	-														化学体積制御設備	-														ほう筒回収装置	-														安全注入設備	-														余熱除去設備	-														給水設備	-														主蒸気設備	-														原子炉格納容器X線設備	-														原子炉設備冷却水設備	-														使用済燃料ピット水酸化苛性設備	-														原子炉設備冷却海水設備	-														気体廃棄物処理設備	-														*H2設備	-														<p>関連資料の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>
検査対象範囲	泊発電所 3 号機 検査計画（10サイクル）										備考																																																																																																																																																																																																																																
	回次	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回		第10回																																																																																																																																																																																																																															
系統	-																																																																																																																																																																																																																																										
1次冷却設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
化学体積制御設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
ほう筒回収装置	-																																																																																																																																																																																																																																										
安全注入設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
余熱除去設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
給水設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
主蒸気設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉格納容器X線設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉設備冷却水設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
使用済燃料ピット水酸化苛性設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉設備冷却海水設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
気体廃棄物処理設備	-																																																																																																																																																																																																																																										
*H2設備	-																																																																																																																																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 236 981 1340" style="border: 2px solid black; height: 692px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="206 1353 712 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		設備の相違 ・加圧器逃がし弁の機能回復において、泊は、加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ及び加圧器逃がし弁操作作用バッテリーにて加圧器逃がし弁の機能回復が可能である（川内・伊方と同様）が、大阪は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・大阪の可搬式空気圧縮機と比較する対象設備なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

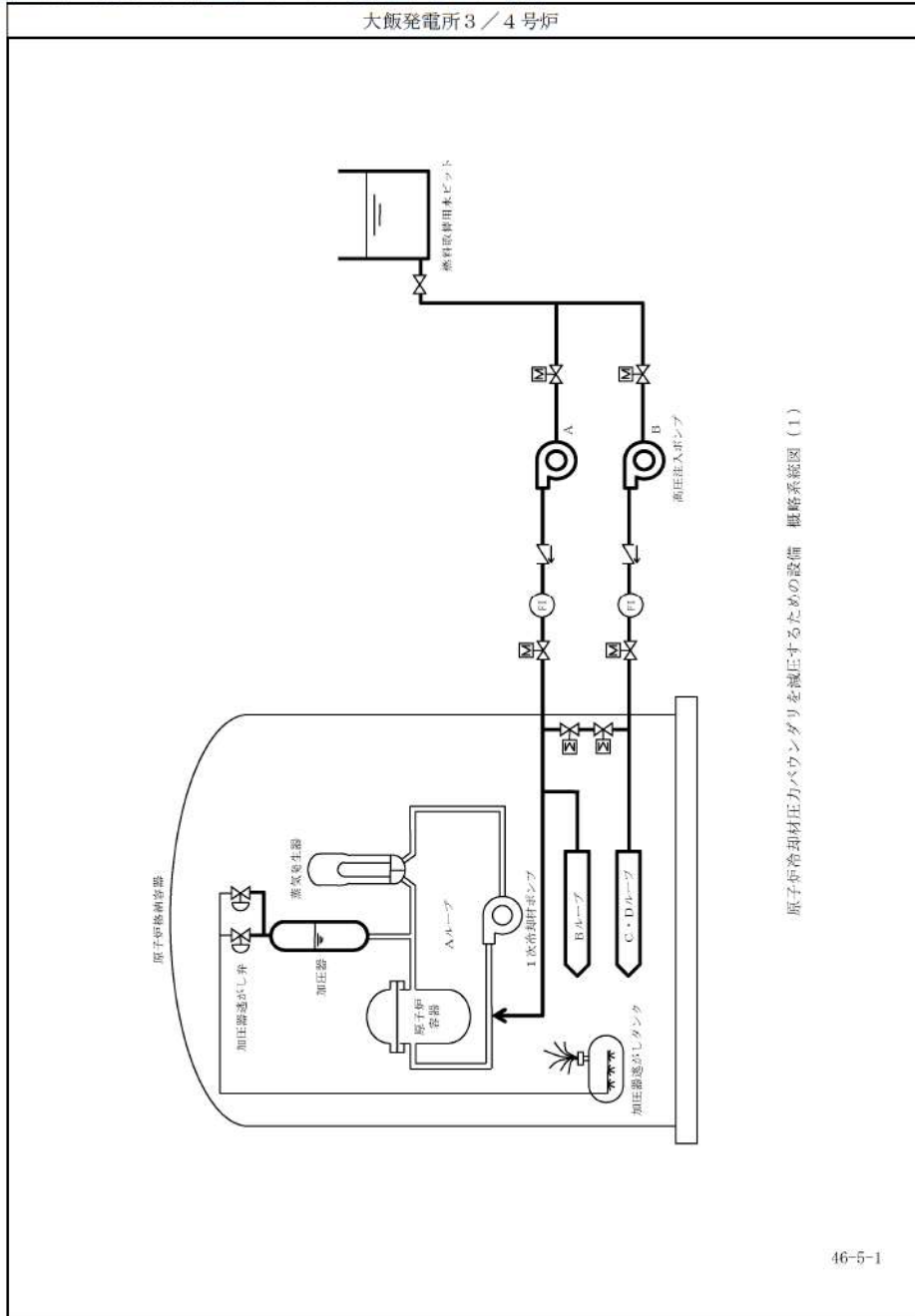
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">46-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">46-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



46-5-1

泊発電所3号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	ECCS作動信号(1)	中立→作動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
②	ECCS作動信号(2)	中立→作動	中央制御室	操作器操作	
③	A-高圧注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源
④	B-高圧注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源
⑤	ほう酸注入タンク箱線ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑥	ほう酸注入タンク箱線ライン出口第1止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑦	ほう酸注入タンク箱線ライン出口第2止め弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑧	ほう酸注入タンク入口弁A	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑨	ほう酸注入タンク入口弁B	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑩	ほう酸注入タンク出口C/V外側隔離弁A	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑪	ほう酸注入タンク出口C/V外側隔離弁B	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源
⑫	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑬	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気

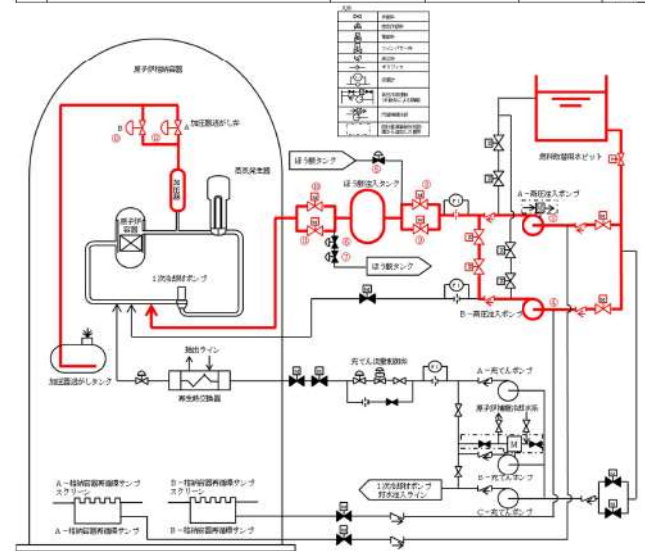
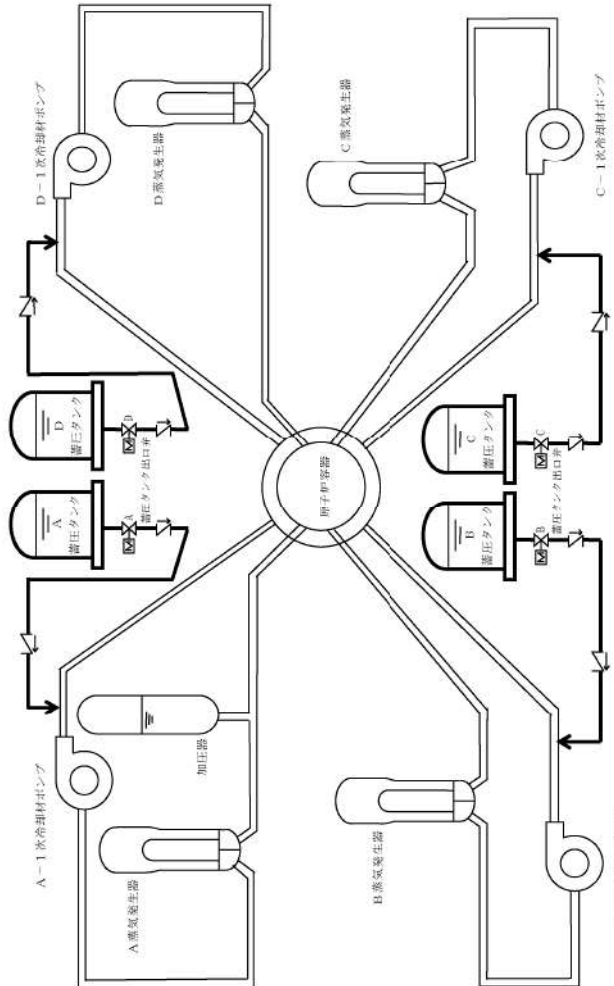
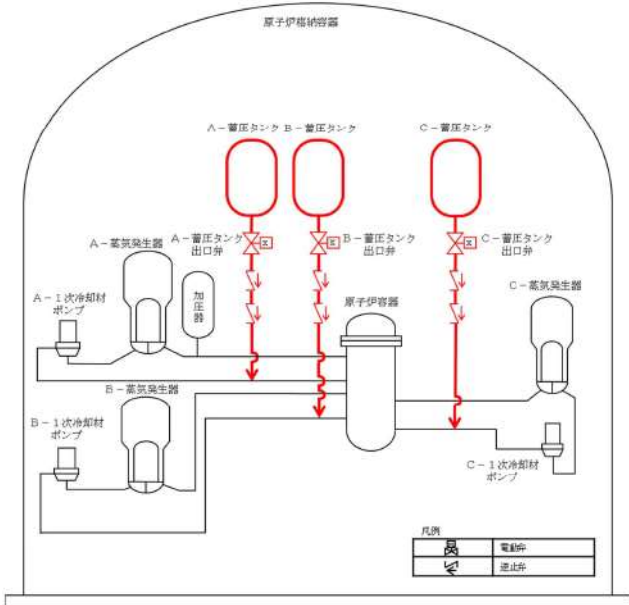


図46-4-1 1次冷却系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプによる注水)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図(2)</p>	 <p style="text-align: center;">図46-4-2 1次冷却系のフィードアンドブリード（蓄圧注入系による注水）</p>	
46-5-2	46-4-3	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

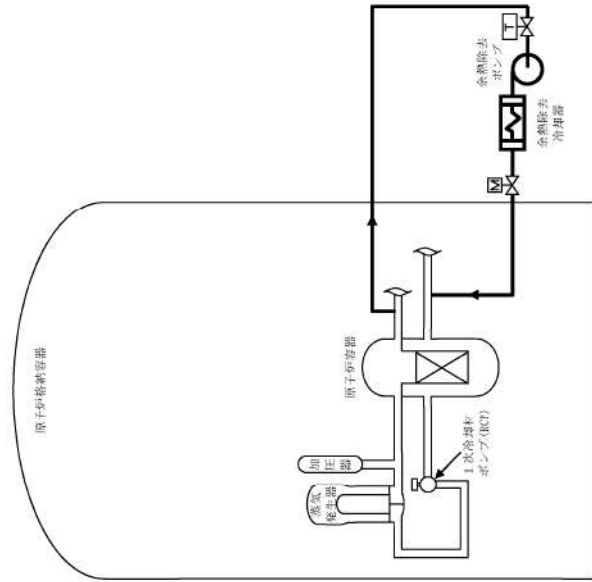
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>起動→停止 →起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 7, 8, 10, 3a</td> <td>スイッチ操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンパ 復入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>余熱除去Aライン入口止め弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>余熱除去Aライン流量制御弁</td> <td>全閉調整 →調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-余熱除去ポンプミニフロー弁</td> <td>全開→全開 →全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-余熱除去冷却器出口流量調整弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>B-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>C-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>A-加圧器速がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-加圧器速がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 7, 8, 10, 3a	スイッチ操作	交流電源	④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンパ 復入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉調整 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全開→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調整弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	A-加圧器速がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑭	B-加圧器速がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																							
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 7, 8, 10, 3a	スイッチ操作	交流電源																																																																																							
④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンパ 復入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉調整 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全開→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調整弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑬	A-加圧器速がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑭	B-加圧器速がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉



原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図（3）

46-5-3

泊発電所3号炉

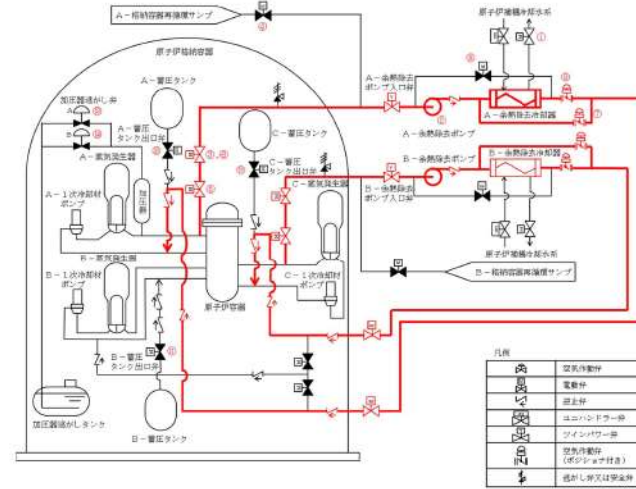
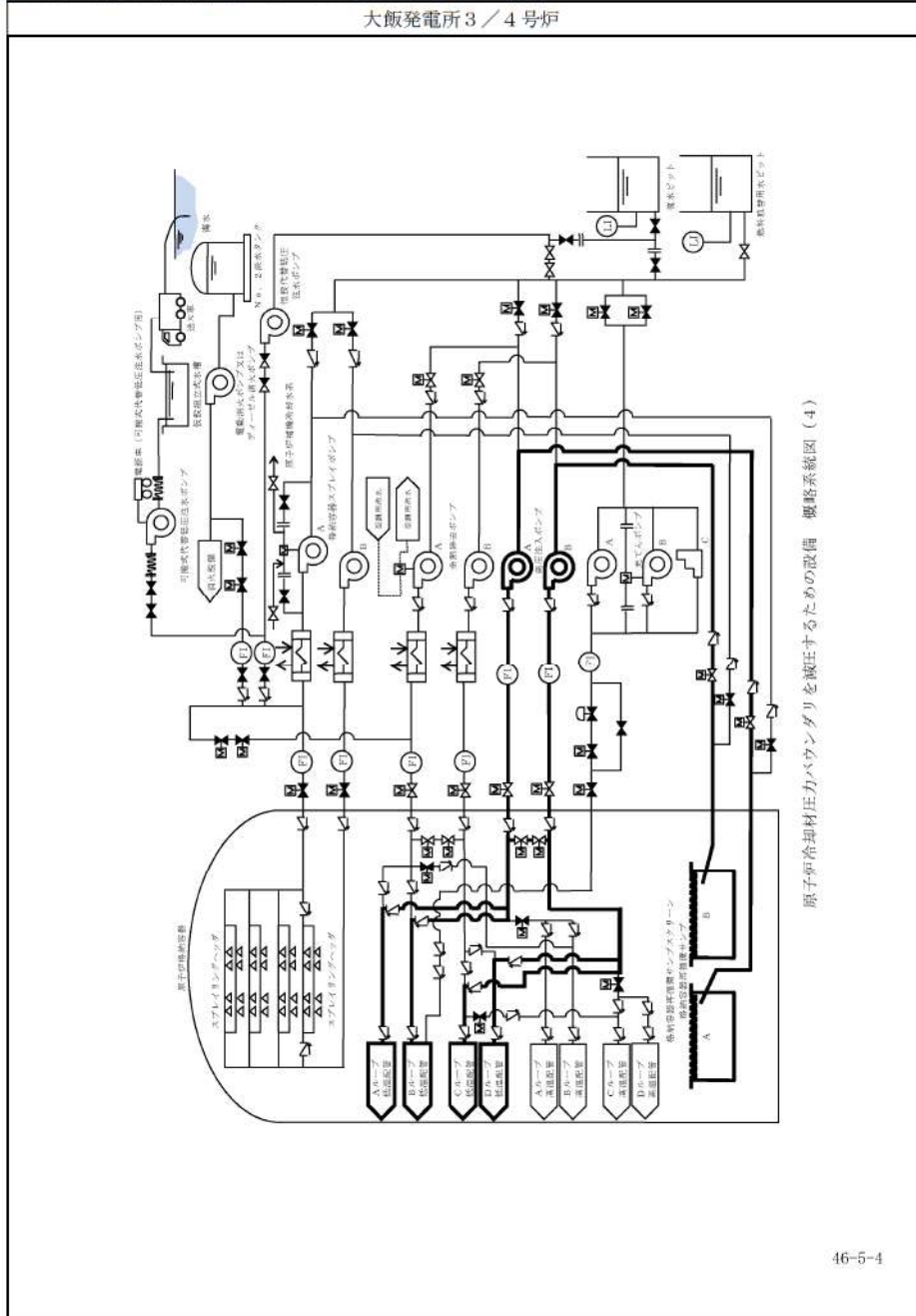


図46-4-3 1次冷却系のファン・ドアンドブリード（余熱除去設備による冷却）

相違理由

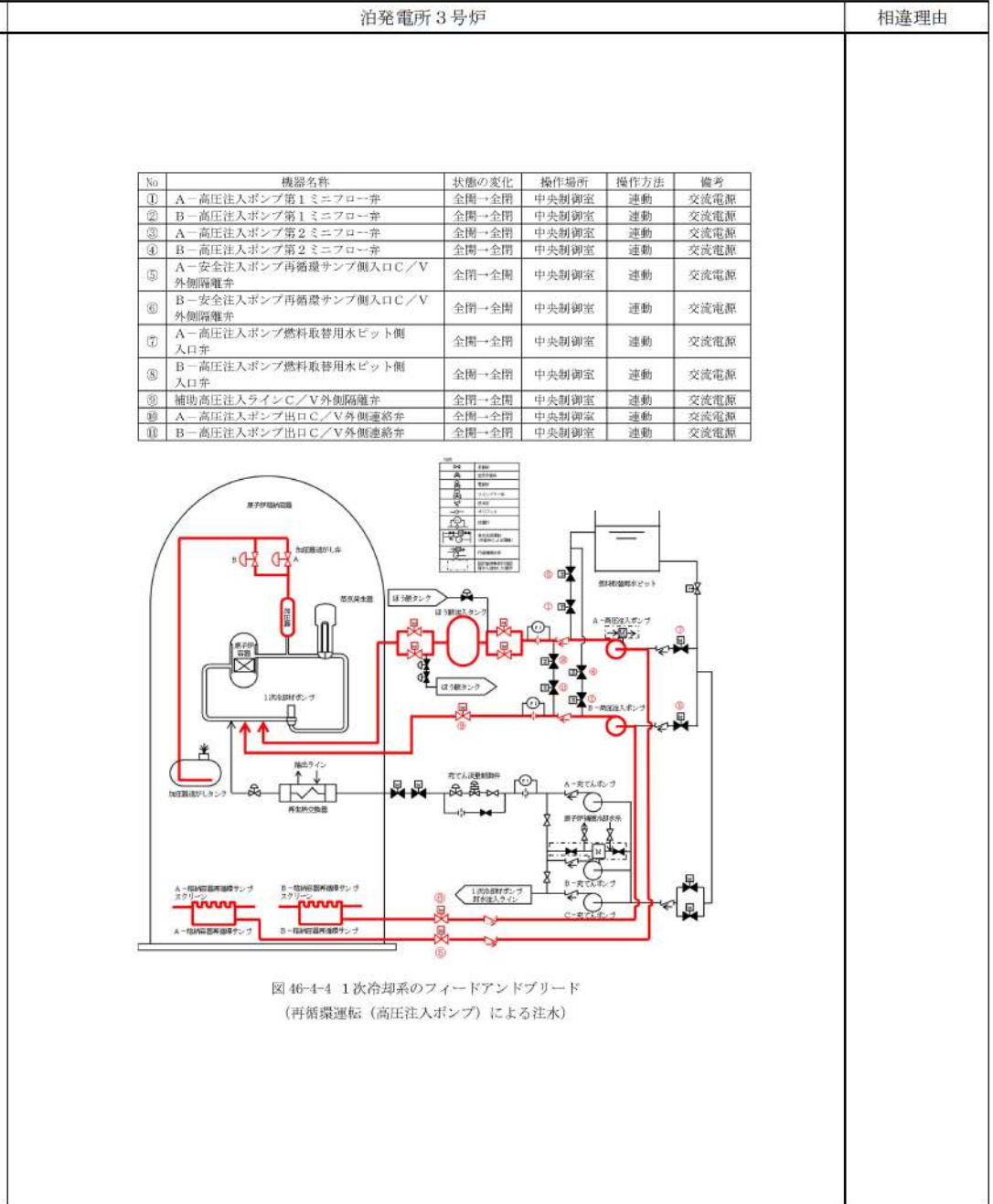
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



46-5-4

泊発電所3号炉



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.F. 24. 8a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.F. 29. 3a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.F. 29. 3a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁</td> <td>全開→全開</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>タービン動補助給水ポンプ軸受潤滑止め弁</td> <td>全開→全開</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>専用工具（蒸気加減弁開操作用）</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.F. 10. 3a</td> <td>連動</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>A-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>B-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>C-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>A-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>B-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>C-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 24. 8a	手動操作	—	②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 29. 3a	手動操作	—	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 29. 3a	手動操作	—	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床	手動操作	—	⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床	手動操作	—	⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—	⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—	⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—	⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受潤滑止め弁	全開→全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—	⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—	⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—	⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—	⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	連動	—	⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑰	A-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑱	B-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑲	C-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 24. 8a	手動操作	—																																																																																																																					
②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 29. 3a	手動操作	—																																																																																																																					
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.F. 29. 3a	手動操作	—																																																																																																																					
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床	手動操作	—																																																																																																																					
⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a 中間床	手動操作	—																																																																																																																					
⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—																																																																																																																					
⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—																																																																																																																					
⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—																																																																																																																					
⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受潤滑止め弁	全開→全開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—																																																																																																																					
⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—																																																																																																																					
⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	—	—																																																																																																																					
⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	手動操作	—																																																																																																																					
⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.F. 10. 3a	連動	—																																																																																																																					
⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑰	A-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑱	B-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑲	C-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (6)</p>	<p style="text-align: center;">図 46-4-6 蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
④	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑤	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気

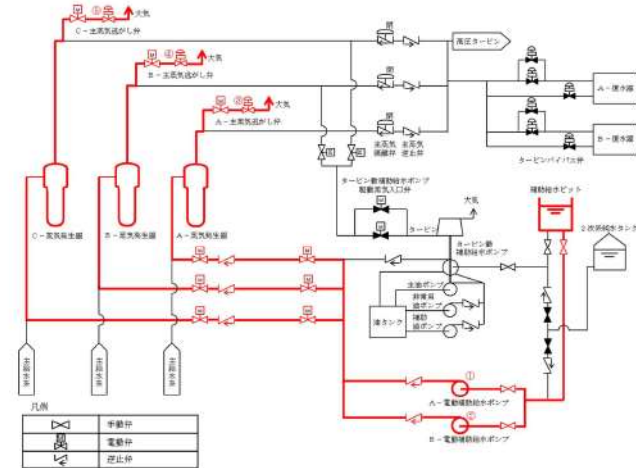


図 46-4-7 蒸気発生器2次側からの除熱
 (電動補助給水ポンプの機能回復)

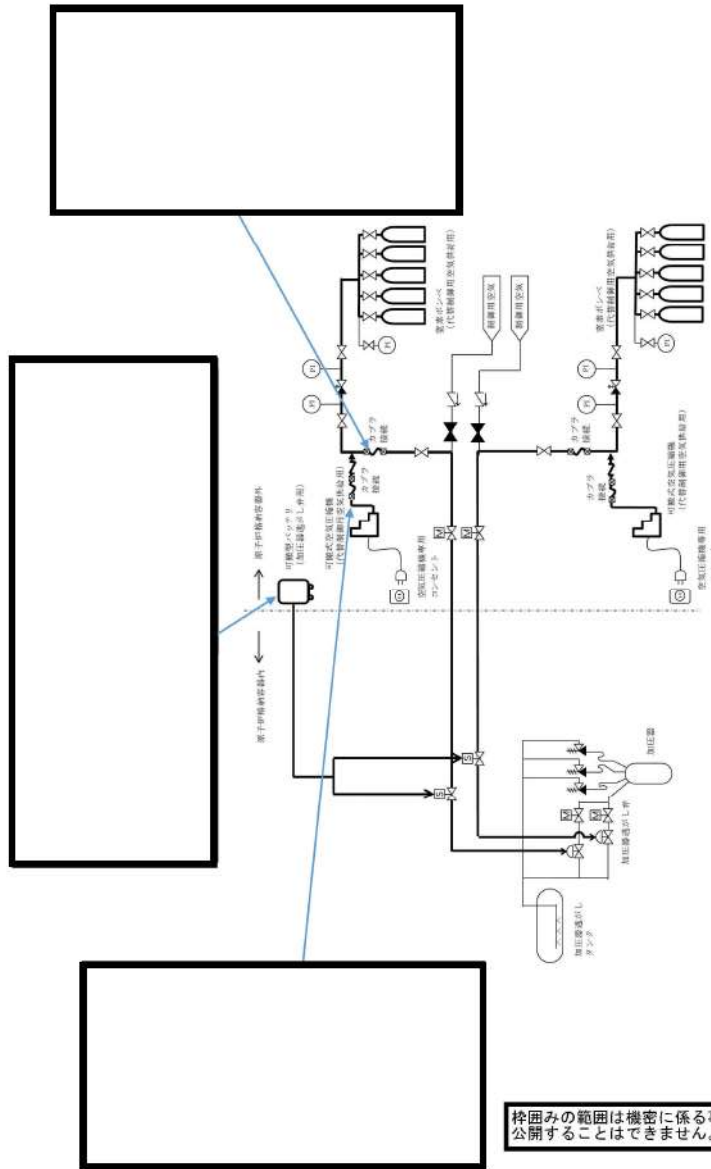
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図（7）

46-5-7

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-加圧器逃がし弁（電源）	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	スイッチ操作	直流電源
②	B-加圧器逃がし弁（電源）	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	スイッチ操作	直流電源
③	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	ケーブル接続	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	接続操作	-
④	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	スイッチ操作	-
⑤	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑥	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気

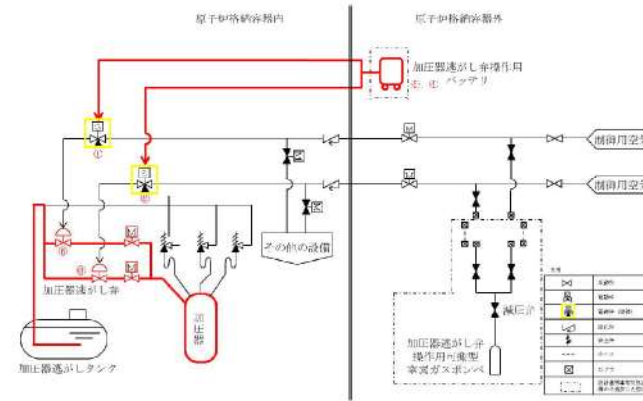


図 46-4-8 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用バッテリー)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
②	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気

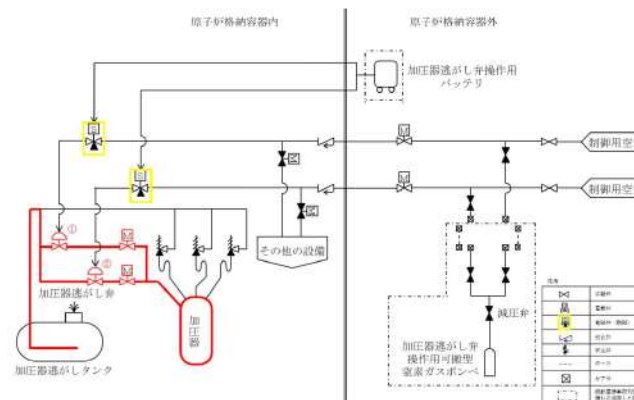
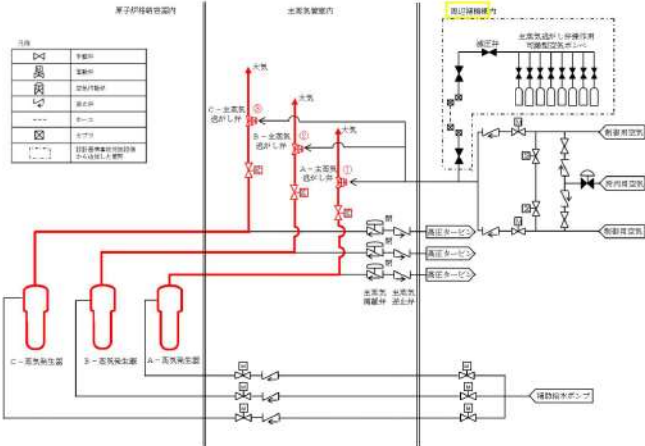


図 46-4-9 加圧器逃がし弁による減圧

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

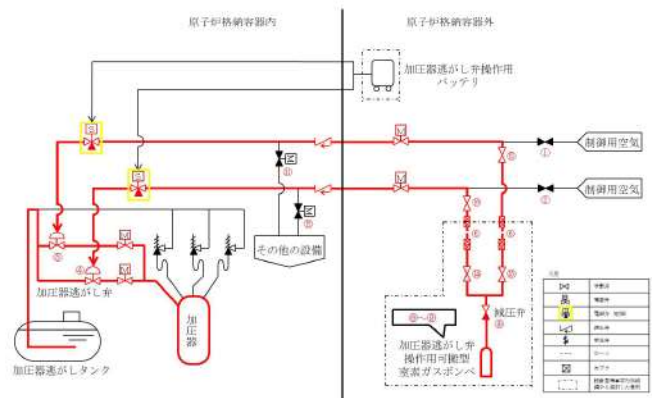
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																								
	<table border="1" data-bbox="1189 316 1872 443"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>C-主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="1368 963 1648 986">図 46-4-10 主蒸気逃がし弁による減圧</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	②	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	③	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																					
①	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					
②	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					
③	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源制御用空気																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作箇所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉確認→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉確認→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>接続操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>1系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>1系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>2系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>2系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 減圧弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td> <td>全閉確認</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td> <td>全閉確認</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8n</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作箇所	操作方法	備考	①	A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	②	B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	③	A-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	④	B-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑤	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.17.8n	接続操作	-	⑥	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	1系使用時	⑦	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	1系使用時	⑧	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	2系使用時	⑨	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	2系使用時	⑩	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 減圧弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	⑪	A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	⑭	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	⑮	A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	⑯	B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-	
No	機器名称	状態の変化	操作箇所	操作方法	備考																																																																																																			
①	A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
②	B-原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
③	A-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																			
④	B-加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																			
⑤	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.17.8n	接続操作	-																																																																																																			
⑥	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	1系使用時																																																																																																			
⑦	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	1系使用時																																																																																																			
⑧	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	2系使用時																																																																																																			
⑨	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 口金弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	2系使用時																																																																																																			
⑩	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 減圧弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
⑪	A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																																			
⑫	B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																																			
⑬	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁1	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
⑭	加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ 出口弁2	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
⑮	A-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			
⑯	B-制御用空気C/V外側隔離弁T、V弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P.17.8n	手動操作	-																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 46-4-11 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンペ)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

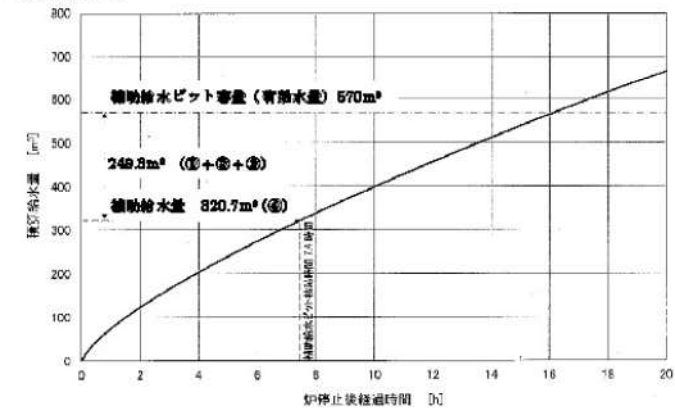
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>46-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <p>・復水ピット：<input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m³ を引いた量 <input type="text"/> m³ の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> -11.8m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> 156.5m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> 104.4m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> 249.3m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> 320.7m³</p> <div style="text-align: center;">  <p>補助給水ピット容量（有効水量）570m³</p> <p>249.3m³（①+②+③）</p> <p>補助給水量 320.7m³（④）</p> <p>炉停止後経過時間 [min]</p> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>□時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。 復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生□時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>□時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: center;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 311 1881 450"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>燃料取替用水ビット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>m³/個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高</td> <td>使用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>温</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合は記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水演で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ビットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名	称	燃料取替用水ビット	容	量	m ³ /個			以上(2,000)	最	高	使用			圧			MPa			大気圧	最	高	使用			温			度			℃			95	
名	称	燃料取替用水ビット																																				
容	量	m ³ /個																																				
		以上(2,000)																																				
最	高	使用																																				
		圧																																				
		MPa																																				
		大気圧																																				
最	高	使用																																				
		温																																				
		度																																				
		℃																																				
		95																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ビット又は主蒸気速がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器速がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ビット又は主蒸気速がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子伊格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子伊格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイトとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイトポンプは、原子伊格納容器内上部にあるスプレイトリングのスプレイトノズルより注水し、格納容器スプレイト水が原子伊格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子伊格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイトとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイトポンプは、格納容器スプレイト系統を介して、原子伊格納容器内上部にあるスプレイトリングのスプレイトノズルより注水し、代替格納容器スプレイト水が原子伊格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子伊格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添0「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、 m³以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ビットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ビットを重大事故等時に使用する場合の容量は、$\square \text{ m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{ m}^3$/個を上回る2,000m^3/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用圧力は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ビットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ビットの最高使用温度は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ビットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ビットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ビットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<div data-bbox="492 236 967 277" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <table border="1" data-bbox="259 287 963 408"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>Nm³/個</td> <td>29以上（7）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="286 411 479 434">（ ）内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="259 443 398 466">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="286 475 963 555" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を有する。 <p data-bbox="286 593 963 673">原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p data-bbox="286 683 963 762">系統構成は、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 772 963 852">アンユラス空気浄化系のダンプはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 890 963 970">炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p data-bbox="286 979 963 1059">系統構成は、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 1098 963 1177">窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の保有数は、A、B系列それぞれ5個、保守点検中にも使用可能であるため保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用としてそれぞれ1個保有し、合計12個を保管する。</p>	名 称		窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	容 量	Nm ³ /個	29以上（7）	最高使用圧力	MPa	14.7	最高使用温度	℃	40	<p data-bbox="1765 236 1863 258" style="text-align: center;">容-3(1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1178 306 1868 453"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>ℓ/個</td> <td>46.7 以上（46.7）</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1以上（2（予備1））</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1178 462 1317 485">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="1205 494 1868 574" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、以下の機能を有する。 <p data-bbox="1205 612 1868 692">計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合を想定した場合においても加圧器逃がし弁の機能を回復するために設置する。</p> <p data-bbox="1205 730 1868 836">系統構成は、加圧器逃がし弁の機能回復として加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは加圧器逃がし弁に窒素を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却系統を減圧できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第61条系統図」による。</p> <p data-bbox="1205 874 1868 954">加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの保有数は、1セット1個（A、B系列合わせて1個）、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p data-bbox="1178 992 1249 1015">1. 容量</p> <p data-bbox="1205 1024 1868 1104">重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、高压ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスポンベを使用する。このため、当該ポンベの容量は一般汎用型の窒素ガスポンベの標準容量46.7ℓ/個以上とする。</p> <p data-bbox="1205 1114 1868 1161">代替制御用空気供給設備の加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、加圧器逃がし弁の開放及び開維持ができる容量を有する設計とする。</p> <p data-bbox="1205 1171 1868 1219">なお、加圧器逃がし弁への空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業で加圧器逃がし弁は、「開」状態を維持する。</p>	名 称		加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ	容 量	ℓ/個	46.7 以上（46.7）	最高使用圧力	MPa	14.7	最高使用温度	℃	40	個 数	—	1以上（2（予備1））	
名 称		窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）																											
容 量	Nm ³ /個	29以上（7）																											
最高使用圧力	MPa	14.7																											
最高使用温度	℃	40																											
名 称		加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ																											
容 量	ℓ/個	46.7 以上（46.7）																											
最高使用圧力	MPa	14.7																											
最高使用温度	℃	40																											
個 数	—	1以上（2（予備1））																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 287 963 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ポンベ容量 : 7Nm³/個 ・制御弁動作圧力 : [] kPa[abs] （制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力） 窒素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 $7 \times [] [] / 14,801 = [] \text{ Nm}^3/\text{個}$ 必要個数（1ヘッド当たり） : [] [] = [] 個</p> </div> <p>加圧器逃がし弁は、Aヘッドに1台、Bヘッドに1台接続されている。各ヘッドに窒素ポンベラックを2台ずつ設置し、窒素ポンベラック1台につき窒素ポンベを3個収納しており、必要個数である [] を上回るため問題はない。</p> <p>2. 最高使用圧力（14.7MPa） ポンベの充てん圧力が14.7MPaであり、最高使用圧力を14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃） 本ポンベは、原子炉周辺建屋内に設置するものであり、重大事故等時においても温度変化がわずかであることから、最高使用温度は、40℃とする。なお、本ポンベは、高圧ガス保安法にて規定している一般高圧ガス保安規則に基づいている。</p>	<p style="text-align: center;">容-3(3/3)</p> <div data-bbox="1176 279 1870 1252" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>（注1）加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_L / 0.101 = 14,801 \times 46.7 \times 10^{-5} / 0.101 = 6.84 \text{ Nm}^3$ <p>Q：窒素ポンベ内の窒素量（Nm³） V_L：ポンベの容量（m³） = 46.7 × 10⁻⁵ P：ポンベの充てん圧力（MPa[abs]） = 14.7 + 0.101 = 14.801</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<table border="1" data-bbox="259 306 965 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1（予備1）^(注1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Wh</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="286 402 566 424">（注1）3号及び4号炉共用の予備</p> <p data-bbox="264 461 418 483">【設定根拠】</p> <p data-bbox="286 491 958 544">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="286 550 958 633">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="286 639 958 722">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）は、常設直流電源系統が喪失した場合において、A及びB直流分電盤へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるのに必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="286 729 958 812">可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリーを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p data-bbox="264 847 407 869">1. 容量（780Wh）</p> <p data-bbox="286 876 958 1018">その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して4時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p data-bbox="286 1024 958 1077">加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の容量は以下のとおり100Whとなる。</p>	名称		可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	個数	—	1（予備1） ^(注1)	容量	Wh	780	<p data-bbox="1753 229 1861 252">容-4(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1178 301 1872 360"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>加圧器逃がし弁操作用バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>Wh/個</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 367 1314 389">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1205 395 1355 418">・重大事故等対処設備</p> <p data-bbox="1227 424 1809 446">重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="1205 483 1868 566">加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="1205 603 1868 686">系統構成は、常設直流電源系統が喪失した場合において、フレノイド分電盤トレンA1及びB1へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるのに必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="1205 722 1868 805">加圧器逃がし弁操作用バッテリーの保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリーを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p data-bbox="1182 842 1245 865">1. 容量</p> <p data-bbox="1205 871 1868 975">加圧器逃がし弁操作用バッテリーを重大事故等時に使用する場合は容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して5時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p data-bbox="1227 981 1850 1003">加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な容量は、以下のとおり194Whとなる。</p> <p data-bbox="1256 1040 1404 1123"> $\begin{aligned} Wh &= W \times h \times n \\ &= 19.4 \times 5 \times 2 \\ &= 194 \text{ (Wh)} \end{aligned}$ </p>	名称		加圧器逃がし弁操作用バッテリー	容量	Wh/個	780	
名称		可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）															
個数	—	1（予備1） ^(注1)															
容量	Wh	780															
名称		加圧器逃がし弁操作用バッテリー															
容量	Wh/個	780															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 276 965 1198" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>加圧器逃がし弁用電磁弁作動の負荷容量</p> $Wh = W \times h \times n$ $= 12.5 \times 4 \times 2$ $= 100 \text{ (Wh)}$ <p>Wh：加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh) W：加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 12.5 h：加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 4 n：加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量100Whに対し、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）の電源容量は、780Whであり十分な容量を有している。</p> </div>	<div data-bbox="1180 276 1872 1246" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">容-4(2/2)</p> <p>Wh：加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh) W：加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 19.4 h：加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 5 n：加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁用作用バッテリーの容量は、194Whを上回る780Wh/個とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <table border="1" data-bbox="262 300 965 419"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧縮機</td> <td>容 量</td> <td>m³/h/個 6.0 以上 (14.4)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa 0.88 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原 動 機 出 力</td> <td>kW/個 2.2 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>計測制御系統施設のうち、制御用空気設備として使用する可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)は以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から格納容器サンプラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)の保有数は、A、B系統それぞれ1個、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せず、故障時のバックアップ用として1個保有し、合計3個を保管する。</p>	名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	圧縮機	容 量	m ³ /h/個 6.0 以上 (14.4)	吐出圧力	MPa 0.88 以上	原 動 機 出 力		kW/個 2.2 以上		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)											
圧縮機	容 量	m ³ /h/個 6.0 以上 (14.4)											
	吐出圧力	MPa 0.88 以上											
原 動 機 出 力		kW/個 2.2 以上											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 300 965 1220" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 容量 (6.0m³/h/個以上 (14.4m³/h/個))</p> <p>可搬式空気圧縮機は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器逃がし弁の開放及び閉維持 ・アニュラス空気浄化設備のダンパの開放及び閉維持 ・格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁の開放及び閉維持 <p>窒素ポンベ消費後に可搬式空気圧縮機を使用する際は、窒素ポンベの使用により制御用空気系統の圧力は保持されていることから、加圧器逃がし弁、アニュラス空気浄化設備ダンパ及び格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁は全開状態であり、新たに全開状態にするためのバッチ消費量を考慮する必要はない。</p> <p>よって、連続消費量及びバッチ消費量の大きい加圧器逃がし弁が仮に閉となった場合においても開操作可能な容量を考慮すれば良く、必要な供給容量は6.0m³/h/個以上とする。</p> <p>なお、公称値としては、要求される容量以上で一般的な可搬式空気圧縮機の容量である14.4m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (0.88MPa以上)</p> <p>制御用空気系統への作動用空気供給圧力は□MPaであり、吐出圧力として□MPa以上とする。</p> <p>3. 原動機出力 (2.2kW/個以上)</p> <p>可搬式空気圧縮機は原動機とパッケージ化され、一般産業品として広く普及しているものであり、原動機出力に関しても製造メーカーの設計基準に基づき設定されており、十分に実績があるものである。</p> <p>以上より、可搬式空気圧縮機の原動機出力は、2.2kW/個以上とする。</p> </div>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">46-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 4-6-6-1 交流電源単線結線図</p> <p style="text-align: center;">#1：常設代替交流電源設備の主要設備 #2：可能代替交流電源設備の主要設備 #3：代替所内電設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 46-6-2 直流電源単線結線図</p> <p>※1：常設代替交流電源設備の主要設備 ※2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 ※3：代替所内電気設備の主要設備 ※4：所内設置電式直流電源設備の主要設備</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>46-9 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 204 1812 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1417 1321 1910 1343" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 205 1809 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1415 1321 1908 1343" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 201 1816 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1326 1912 1347" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料46-10「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>【女川の資料関係・・・右欄にて資料構成を示す】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既PWR審査において補足資料としていなかった左記の女川「補足資料46-13」は、有効性評価まとめ資料の添付資料3.2.2と同一内容であり、補足資料46-13においては、添付資料の内容に加えて、「格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度」とした別紙1を加えた内容である。 添付資料3.2.2及び補足資料46-13は、MAAP解析により得られた原子炉圧力容器内温度とドライウェル内気相温度を包絡する評価温度にて、主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施している。 女川の補足資料において、別紙1では、補足説明資料本体と同一の評価モデルを用い格納容器代替スプレイを行った場合の主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施し、格納容器スプレイを行うことによる主蒸気逃がし安全弁の構成部品の温度低減状況を確認している。 	<p>添付資料 3.2.2 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> 評価方法 評価条件 <ol style="list-style-type: none"> 温度条件 評価モデル 評価結果 本体部の温度上昇による影響 <p style="text-align: center;">女川 有効性評価3.2の添付資料3.2.2の文書構成</p>	<p>補足資料 46-13 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> 評価方法 評価条件 <ol style="list-style-type: none"> 温度条件 評価モデル 評価結果 本体部の温度上昇による影響 <p>別紙1 格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度</p> <p style="text-align: center;">女川 SA設備46条の補足資料46-13の文書構成</p>	<p>資料構成の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川SA設備46条の補足説明資料（46-13）は、左記【女川の資料関係】のとおり、有効性評価の添付資料と同一内容をSA設備の補足資料としている。 既PWR審査において、女川の補足資料46-13に相当する補足資料は付していないが、左記【PWRの資料関係】のとおり、女川の有効性評価の添付資料と同様、原子炉容器気相部の過温状態による減圧設備（加圧器逃がし弁）への影響について、PWR有効性評価においても添付資料としている。
<p>3.1.2. 券囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料 3.1.2.2</p> <p>「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <ol style="list-style-type: none"> 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について <ol style="list-style-type: none"> 流路閉塞に対する影響考察 フェイルクロスに対する影響考察 <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁 その他付属品 <ol style="list-style-type: none"> 電磁弁、エアフィルタ ケーブル 	<p>7.2.1. 券囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料 7.2.1.2.2</p> <p>「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <ol style="list-style-type: none"> 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について <ol style="list-style-type: none"> 流路閉塞に対する影響考察 フェイルクロスに対する影響考察 <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁 その他付属品 <ol style="list-style-type: none"> 電磁弁、エアフィルタ ケーブル 	<p>【PWRの資料関係・・・左欄にて資料構成を示す】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の女川添付資料及び補足資料は、高圧溶融物放出/格納容器券囲気直接加熱を防止するため強制減圧に使用する設備（主蒸気逃がし安全弁）に対して過温状態における機能維持を説明しており、PWRまとめ資料においては同様に、有効性評価（格納容器過温破損）の添付資料7.2.1.2.2にて、MAAP解析によって得られた原子炉容器上部プレナム気相温度を用いて1次系強制減圧時の加圧器逃がし弁本体部の流体温度を設定し、流体による加圧器逃がし弁各部の温度評価を行っている。 添付資料7.2.1.2.2の評価結果にて、加圧器逃がし弁の作動に必要な構成部位「加圧器逃がし弁の駆動部（ダイヤフラム）、駆動空気を供給する電磁弁・エアフィルタ、ケーブル」については、各部の健全性確認温度に対し、10℃以上の余裕を有している。 女川の補足資料では、格納容器スプレイによる冷却効果を考慮する別紙を付しているが、泊の評価結果では10℃以上の余裕を有しており、格納容器スプレイ作動による加圧器逃がし弁各部の温度低下が期待できるが更なる余裕の確認は不要と判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する泊の有効性評価「添付資料7.2.1.2.2」については、大阪3/4号炉との比較表を作成し、先行PWRの審査実績を踏まえた記載内容としている。 PWR審査実績を踏まえ、泊の有効性評価の添付資料7.2.1.2.2と同一内容をSA設備46条における女川の補足資料46-13に相当する補足資料46-10として新たに作成する。 <p>次頁以降にて、有効性評価の添付資料7.2.1.2.2の比較表（左列、中列）を記載し、中列の添付資料の記載と同じ補足資料の記載であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p>46-10 1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000℃以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部プレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について</p> <p>全交流電源喪失+補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部プレナム気相温度の推移を別図1に示す。</p> <p>1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000℃程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。</p> <p>このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。</p> <p>別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。この部分が熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素が漏えいすることにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、概略の伝熱評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。なお、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考えられる。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁</p> <p>概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察</p> <p>加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考えられる。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁</p> <p>概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140℃にとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150℃）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300℃の耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>以下、有効性評価添付資料（大阪一泊）における相違理由の専記</p> <p>記載方針の相違（支海と同様）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（支海と同様）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（支海と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

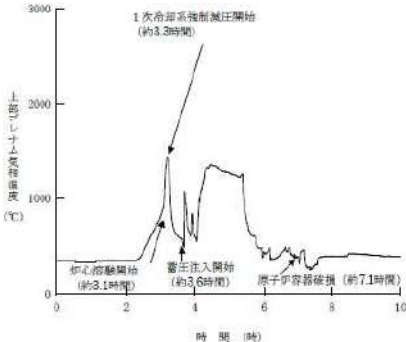
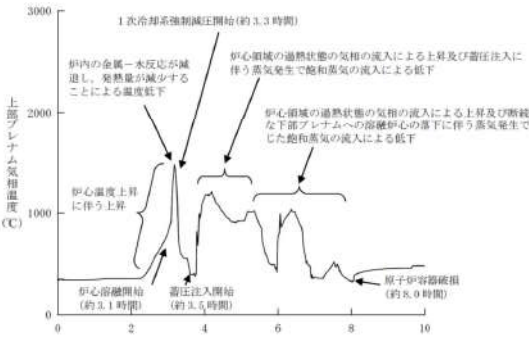
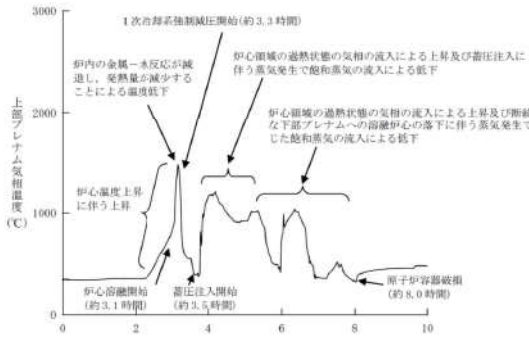
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>【参考のため玄海3/4号炉の記載を掲載】</p> <p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能損失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、別紙4に示すとおり、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、別紙5に示す通り、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁が最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能損失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃程度である。</p> <p>ケーブルは、別紙6に示すとおり、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能損失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃である。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170℃程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にブラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170℃である。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190℃の試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

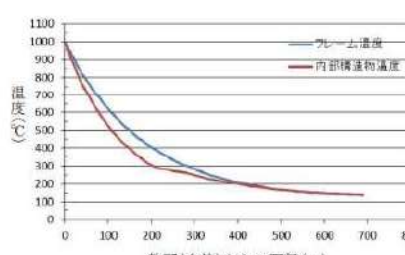
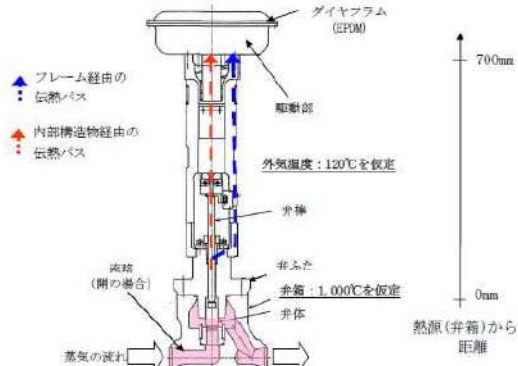
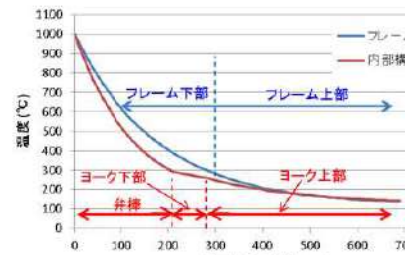
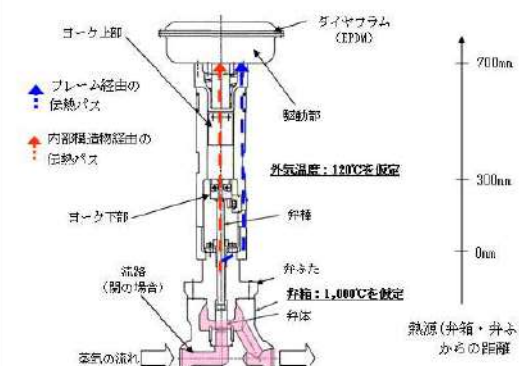
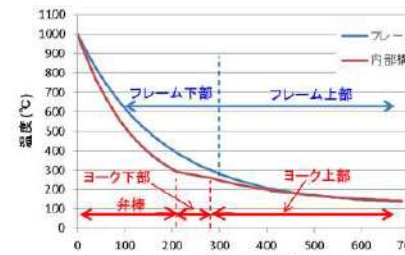
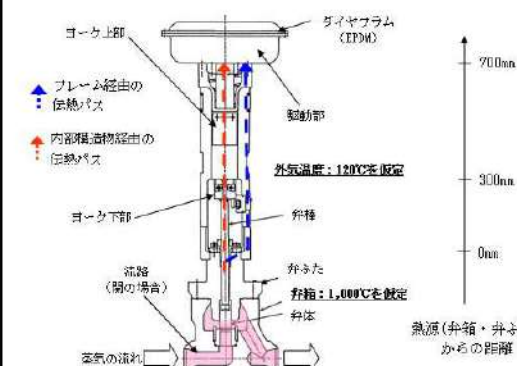
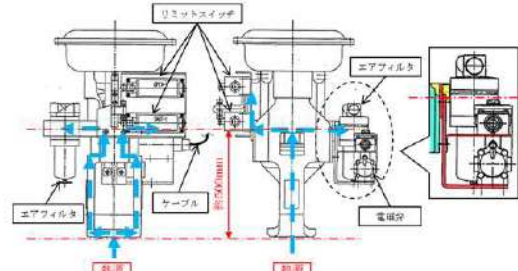
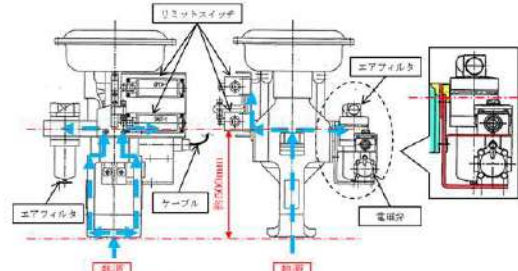
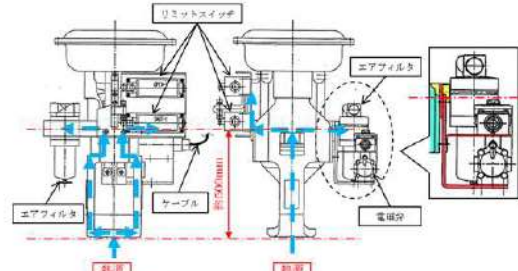
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大阪発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由																																																																																							
<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="152 236 696 507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316相当 (SA182F316)</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158^(注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50^(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook 温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。 (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出 (注4) メーカー設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316相当 (SA182F316)	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)	<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="739 236 1243 518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158^(注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50^(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook 温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。 (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出 (注4) メーカー設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)	<p>別表1 加圧器逃がし弁の主要部材料特性</p> <table border="1" data-bbox="1321 236 1825 518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">材料特性</th> <th rowspan="2">発生応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)</th> <th>融点 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">耐圧部材</td> <td>弁箱</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>SUSF316</td> <td>約 50^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>40^(注3)</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>SUS316L</td> <td>約 158^(注2)</td> <td>約 1,400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駆動部材</td> <td>弁棒</td> <td>SUS630</td> <td>約 130^(注1)</td> <td>約 1,400</td> <td>50^(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook (注2) 出典：Aerospace Structural Metals Handbook 温度は1,000℃のデータがないため約800℃の値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000℃時のデータは不要。 (注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出 (注4) メーカー設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出</p>  <p>別図1 上部プレナム気相温度の推移 (MAAP)</p>	部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)	耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—	駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)	
部位			材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																				
	引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																								
耐圧部材	弁箱	SUSF316相当 (SA182F316)	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)																																																																																					
部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																						
		引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																							
耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)																																																																																					
部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)																																																																																						
		引張強さ (MPa) 内部流体温度 1,000℃時 (最高温度)	融点 (℃)																																																																																							
耐圧部材	弁箱	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁ふた	SUSF316	約 50 ^(注1)	約 1,400	40 ^(注3)																																																																																					
	弁体	SUS316L	約 158 ^(注2)	約 1,400	—																																																																																					
駆動部材	弁棒	SUS630	約 130 ^(注1)	約 1,400	50 ^(注4)																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3/4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
  <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	  <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	  <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	
 <p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	 <p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	 <p>別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>46-12 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の非常用油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、非常用油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動用工具を用いて、起動制御ピストンを押し上げて、蒸気加減弁レバーを押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。その後、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な機関の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の補助油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、補助油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて起動速度制御ピストン引上げ治具を用いて、起動速度制御ピストンを押し上げて、起動レバーを取り付けた油圧増幅器出力軸を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。あわせて、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な期間の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。 ・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。 <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。 ・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">現場での入力によるタービン動補給水ポンプの起動 概略系図</p>	<p style="text-align: center;">現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを 2 台設置、泊は補助油ポンプ 1 台及び非常用油ポンプ 1 台を設置している。 ・泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動補助給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">手動油ポンプによる軸受油供給 概要系統</p>	<p style="text-align: center;">潤滑油供給器による軸受油供給 系統概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称に相違はあるが、作動油及び軸受油を貯留する油タンクとポンプ軸受をホース・供給ポンプ等にて接続し、手で軸受油を供給する操作方法は同一である。 ・各製品の重量の相違は、末端カブラの有無、ホース長の差異、使用時の据付台の有無等によるものであり、使用している設備仕様は同一である。 ・相違する設備として、大飯は軸受部に接続するホース端にコック弁を設置し、コック弁を介して可搬ホースと軸受部を接続する構成としているが、泊はホースと軸受との接続部にコック弁を設けず、カブラ接続のみとしている。カブラは、接続の切離しにより、オス・メスのカブラ両端は自動閉止機能を有しているため、コック弁がなくとも操作性に相違はない。

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所 3 / 4 号炉</p> <p>A: 起動レバーによりガバナレバーを押し下げることによってガバナ弁を強制開放します。</p> <p>B: ジャッキにより引上げ治具を引上げ、制御レバーを押し上げることでより蒸気加減弁制御ピストンが駆動方向に動きます。</p> <p>【入力によるポンプ制御について】 ①ポンプ及びタービン軸系は起動されていることを確認し、駆動弁を開放する。 ②駆動工具（ジャッキ）を用いて制御レバー及び蒸気加減弁制御ピストンを押し上げた後、駆動工具（駆動レバー）を用いてガバナレバーを下げることでより、蒸気加減弁を駆動させる。 ③ポンプの起動により、ポンプが駆動している状態が確認できること及び駆動の始動が確認できることとなる。また、アクチュエータと制御ピストンで蒸気加減弁の駆動確認が行われること、蒸気重量コントローラで出力圧力が調整される。</p> <p style="text-align: center;">ガバナ部 詳細図</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3 号炉</p> <p>A: 起動レバーを取り付けた油圧駆動出力軸を押し下げることでより蒸気加減弁を強制開放します。</p> <p>B: ジャッキにより引上げ治具を引上げ、制御レバーを押し上げることでより蒸気加減弁制御ピストンが駆動方向に動きます。</p> <p>【入力によるポンプ起動について】 ①ポンプ及びタービン軸系に給油されていることを確認し、駆動弁を開放する。 ②ジャッキ及び引上げ治具を用いて制御レバー及び蒸気加減弁制御ピストンを押し上げた後、油圧駆動出力軸に取り付けた起動レバーを用いてガバナレバーを押し下げることでより、蒸気加減弁を開放することで駆動蒸気が発生し、ポンプが駆動する。 ③ポンプの起動により、ポンプと接続している主油ポンプによる油圧が確認され、ガバナ系統の制御が可能となること及び駆動の始動が確認されることから、潤滑油供給装置による駆動への給油が必要となる。 ④ガバナ系統の油圧の増加により、起動速度制御ピストンが油圧により開となることから、ジャッキによる押し上げの必要がなくなる。 また、アクチュエータ及び速度制御ガバナで蒸気加減弁の開度調整が行われることで、蒸気重量コントローラで出力圧力が調整される。</p> <p style="text-align: center;">ガバナ部 詳細図</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>設備構成の相違 以下の構成部品の相違はあるが、作動油によりガバナ制御する機構は同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯はポンプ本体吐出圧を一定とするよう調整する「定吐出圧制御ピストン」で蒸気加減弁開度を制御する設計としており、泊はポンプ回転数を一定とするよう調整する「速度制御ガバナ」で蒸気加減弁開度を制御する設計としている。 ・いずれの制御方式においても、ポンプ負荷に応じて蒸気加減弁開度を調整する機構は同じであり、ポンプ本体の起動後の制御性は同等である。 ・なお、大飯で「起動用ネジ」として図示している構成部品は、泊では速度制御ガバナの下部に位置している構成部品と同じであり、試運転時等に使用するのみでポンプ本体が起動した後は使用しない機構である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。 （手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。 （手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
3. タイムチャート		3. タイムチャート		
<p>タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの起動開始</p> <p>約45分</p>		<p>40分</p> <p>タービン駆動補助給水ポンプ起動</p>		
手順の項目	要員（数）	手順の項目	要員（数）	
タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復	運転員等（現場）	現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの起動	運転員（現場）B	
	1	移動、系統構成 ^{※1}	1	
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}		
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}		
	1	移動、機材準備 ^{※2}		
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}		
	1	移動、機材準備 ^{※2}		
	1	蒸気加減弁開閉準備 ^{※1}		
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}		

※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁開閉準備及びタービン駆動補助給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA47H-9 r.3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

47条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(世帯用申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> （変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠 （変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>47-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>47-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	相違理由
1	ポンプ （代替炉心注水時はB号機のみ使用）	B d	① [補足説明資料]47-2 配置図
2	海水又は淡水 （海水と混水する可能性あり） （機密が漏れない）	II	[補足説明資料]47-4 系統図
3	操作性 （中央制御室操作） （代替炉心注水） （弁操作：弁操作等にて速やかに切り替え可能） （中央制御室操作）	A B	② [補足説明資料]47-2 配置図
4	切り替え性 【代替炉心注水】 DB施設と同じ用途で使用するため切替	A B b	④ [補足説明資料]47-4 系統図
5	系統設計 【代替炉心注水】 弁等で系統構成 （弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対策設備としての系統構成）	A A A A	⑤ [補足説明資料]47-4 系統図
6	設置場所 （操作は中央制御室から可能）	B	⑥ -
7	余裕の確保 【代替炉心注水、炉心注水】 DB設備の容量等が十分 （DB設備と同仕様設計）	A	⑦ -
8	共用の禁止 （共用しない）	-	-
9	【代替炉心注水】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/区内 （高圧注水ポンプ、余熱除去ポンプによる炉心注水と多重性） （余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器を使用した余熱除去機軸に多重性） （高圧注水ポンプ、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器と位置的分散）	A A B	⑧ [補足説明資料]47-2 配置図
9	【炉心注水、代替炉心注水】 緩和設備/同一目的のSA設備あり （SRP、RRP、DRP、ECCSが代替炉心注水と異なる位置的分散）	A A B	-
9	【代替炉心注水】 対象「サポート系あり」 異なる駆動源、異なる冷却源 （DB設備の電源と異なる代替発電機から発電） （SRP及びDRPを使用する補助冷却に多重性） （SRP及びDRPと位置的分散）	C	[補足説明資料]47-8 単線接続図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
燃料取扱設備	燃料取扱設備	燃料取扱設備	燃料取扱設備	
冷却材循環設備	冷却材循環設備	冷却材循環設備	冷却材循環設備	
圧力バウンダリ設備	圧力バウンダリ設備	圧力バウンダリ設備	圧力バウンダリ設備	
安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	
その他	その他	その他	その他	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	
9	9	9	9	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	再生熱交換器	
2	原子炉格納容器	① [補足説明資料]47-2 配置図
3	海水又は淡水	II [補足説明資料]47-4 系統図
4	冷却材	②
5	試験・検証	F ③ [補足説明資料]47-3 試験・検査説明資料
6	切り替え性	B ④ [補足説明資料]47-4 系統図
7	系統設計	A d ⑤ [補足説明資料]47-4 系統図
8	設置場所	⑥
9	共用の禁止	-
10	構造要件、自然破壊、洪水、火災	⑦
11	サポ-ト系	⑧

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯	項目	泊発	
設計	設計	設計	設計	
製造	製造	製造	製造	
検査	検査	検査	検査	
保守	保守	保守	保守	
運転	運転	運転	運転	
廃止	廃止	廃止	廃止	
その他	その他	その他	その他	
備考	備考	備考	備考	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	
9	9	9	9	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	項目	項目
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	設計	設計	設計	
2	構造	構造	構造	
3	材料	材料	材料	
4	設置	設置	設置	
5	試験	試験	試験	
6	運用	運用	運用	
7	保守	保守	保守	
8	その他	その他	その他	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	相違理由
17条	1	0号以外の室内その他(原子炉建屋) 【補足説明資料】47-2 配置図
	2	海水又は淡水(海水と混ざる可能性あり) 【補足説明資料】47-4 系統図
	3	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 稼働操作 【操作スイッチ操作:環境の操作スイッチによる操作が可能】 【非操作:非操作等にて遠やかに切替えできる】
	4	ポンプ 【機能・性能及び備えの確認が可能】 【分断が可能】
	5	【代替炉心注水、代替格納容器スプレイ】 DB施設としての機能を有さない(非を設置)
	6	【代替炉心注水】 弁等で系統構成 (非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応施設等としての系統構成)
	7	【代替炉心注水】 SA設備単体で系統の目的に比し使用 (必要な炉心注水量に対して十分な容量で設計)
	8	【代替格納容器スプレイ】 SA設備単体で系統の目的に比し使用
	9	対象(サポータ系あり) 異なる駆動源 (空排式の代替非常用発電機からの独立した電源供給ラインから発電)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯	項目	泊発
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊発	項目	相違理由
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	9	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 65%;">注：酸注入タンク</th> <th style="width: 10%;">類型 化区分</th> <th style="width: 20%;">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1号 注1 注2</td> <td>① C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 〈原子炉補助建屋〉 （有効に機能を発揮する）</td> <td>B a B c</td> <td>① 〔補足説明資料〕47-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>② 海水又は淡水 〈海水を過水する可能性あり〉 〈機密が漏れなれない〉</td> <td>II</td> <td>〔補足説明資料〕47-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>③ 対象外 〈操作不要〉</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号 注3</td> <td>④ 試験・検証 （機密・性能及び漏えいの確認が可能） 〈内部の確認が可能-マンホール設置〉 〈注：濃度及び流量の確認が可能〉</td> <td>F</td> <td>④ 〔補足説明資料〕47-3 試験・検査 説明資料</td> </tr> <tr> <td>⑤ 可替性 【再循環、代替再循環、炉心注水】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （DB補設と同じ系統構成で使用）</td> <td>B b</td> <td>⑤ 〔補足説明資料〕47-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1号 注4 注5</td> <td>⑥ 系統設計 【炉心注水、再循環、代替再循環】 DBと同等構成 〈設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成〉</td> <td>A d</td> <td>⑥ 〔補足説明資料〕47-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>⑦ 設置設計 地震、風水、火災、外船からの衝撃の影響を及ぼさない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧ その他(建築物) 対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1号 注6</td> <td>⑨ 設置場所 対象外 〈操作不要〉</td> <td>-</td> <td>⑨ -</td> </tr> <tr> <td>第1号 注7</td> <td>⑩ 常設品の容量 対象外(流路)</td> <td>-</td> <td>⑩ -</td> </tr> <tr> <td>第1号 注8</td> <td>⑪ 共用の禁止 〈共用しない〉</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号 注9</td> <td>⑫ 環境条件、自然現象、外船入港、地震、火災 【炉心注水、再循環、代替再循環】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑬ サポート設備 対象外(サポートなし)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	注：酸注入タンク	類型 化区分	関連資料	第1号 注1 注2	① C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 〈原子炉補助建屋〉 （有効に機能を発揮する）	B a B c	① 〔補足説明資料〕47-2 配置図	② 海水又は淡水 〈海水を過水する可能性あり〉 〈機密が漏れなれない〉	II	〔補足説明資料〕47-4 系統図	③ 対象外 〈操作不要〉	-	-	第1号 注3	④ 試験・検証 （機密・性能及び漏えいの確認が可能） 〈内部の確認が可能-マンホール設置〉 〈注：濃度及び流量の確認が可能〉	F	④ 〔補足説明資料〕47-3 試験・検査 説明資料	⑤ 可替性 【再循環、代替再循環、炉心注水】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （DB補設と同じ系統構成で使用）	B b	⑤ 〔補足説明資料〕47-4 系統図	第1号 注4 注5	⑥ 系統設計 【炉心注水、再循環、代替再循環】 DBと同等構成 〈設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成〉	A d	⑥ 〔補足説明資料〕47-4 系統図	⑦ 設置設計 地震、風水、火災、外船からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	⑧ その他(建築物) 対象外	-	-	第1号 注6	⑨ 設置場所 対象外 〈操作不要〉	-	⑨ -	第1号 注7	⑩ 常設品の容量 対象外(流路)	-	⑩ -	第1号 注8	⑪ 共用の禁止 〈共用しない〉	-	-	第1号 注9	⑫ 環境条件、自然現象、外船入港、地震、火災 【炉心注水、再循環、代替再循環】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	-	⑬ サポート設備 対象外(サポートなし)	-	-	<p>【設備の相違】(本表と比較表より転記)</p> <p>・ほう酸注入タンク(BIT)の設置有無による比較対象なし</p> <p>比較対象のプラント(高浜3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主燃気管断絶(過冷却事象)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをポンプ仕掛け設置している。大飯3/4号炉/高浜(伊方)3号炉、高浜3/4号炉の、燃料取扱用水タンクのほう酸水で充分な未境界性3確保可能であることからBITを併設としていないが、前3号炉では、得知の炉心運用の継続性をもたせるため、高浜3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。</p>
項目	注：酸注入タンク	類型 化区分	関連資料																																																	
第1号 注1 注2	① C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 〈原子炉補助建屋〉 （有効に機能を発揮する）	B a B c	① 〔補足説明資料〕47-2 配置図																																																	
	② 海水又は淡水 〈海水を過水する可能性あり〉 〈機密が漏れなれない〉	II	〔補足説明資料〕47-4 系統図																																																	
	③ 対象外 〈操作不要〉	-	-																																																	
第1号 注3	④ 試験・検証 （機密・性能及び漏えいの確認が可能） 〈内部の確認が可能-マンホール設置〉 〈注：濃度及び流量の確認が可能〉	F	④ 〔補足説明資料〕47-3 試験・検査 説明資料																																																	
	⑤ 可替性 【再循環、代替再循環、炉心注水】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （DB補設と同じ系統構成で使用）	B b	⑤ 〔補足説明資料〕47-4 系統図																																																	
第1号 注4 注5	⑥ 系統設計 【炉心注水、再循環、代替再循環】 DBと同等構成 〈設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成〉	A d	⑥ 〔補足説明資料〕47-4 系統図																																																	
	⑦ 設置設計 地震、風水、火災、外船からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-																																																	
	⑧ その他(建築物) 対象外	-	-																																																	
第1号 注6	⑨ 設置場所 対象外 〈操作不要〉	-	⑨ -																																																	
第1号 注7	⑩ 常設品の容量 対象外(流路)	-	⑩ -																																																	
第1号 注8	⑪ 共用の禁止 〈共用しない〉	-	-																																																	
第1号 注9	⑫ 環境条件、自然現象、外船入港、地震、火災 【炉心注水、再循環、代替再循環】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	-																																																	
	⑬ サポート設備 対象外(サポートなし)	-	-																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯	泊	相違	
1	1	1		
2	2	2		
3	3	3		
4	4	4		
5	5	5		
6	6	6		
7	7	7		
8	8	8		
9	9	9		

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	[補足説明資料]47-2 配置図
2	海水又は淡水 (海水と混水する可能性あり) (機密が漏れない)	[補足説明資料]47-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	
4	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	[補足説明資料]47-4 系統図
5	【S/G2次側による冷却】 図と可系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	[補足説明資料]47-4 系統図
6	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	
7	【S/G2次側による冷却】 DB設置の容量率が十分 (DB設置と同一仕様で設計)	
8	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (BHEP及びBHR-Hxを使用した冷却除去機能と多様性) (BHEP及びBHR-Hxと位置的分散) (ディーゼル発電機と位置的分散)	[補足説明資料]47-2 配置図
9	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (代替非常用発電機から給電)	[補足説明資料]47-8 単線結線図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯	項目	泊
1	1	1	1
2	2	2	2
3	2	3	2
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊	項目	相違理由
1	C/V以外の屋内-1S LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋) (有効に機能を発揮する)	1	[補足説明資料]47-2 配置図
2	対象外(海水を温水しない) (機密が漏れない)	2	[補足説明資料]47-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 現場操作 (足場確保；階段の踏み台) (弁操作：手動ハンドルを設け人力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	3	[補足説明資料]47-2 配置図
4	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	4	[補足説明資料]47-3 試験・検査説明資料
5	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	5	[補足説明資料]47-4 系統図
6	地震、風水、火災、外からの衝撃の影響を及ぼさない	6	[補足説明資料]47-2 配置図
7	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同一仕様で設計)	7	-
8	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (BHEP及びBHR-1xを使用した冷却除去機能と多様性) (BHEP及びBHR-1xと位置的分岐) (ディーゼル発電機と位置的分岐)	8	[補足説明資料]47-2 配置図
9	対象(サボート系あり) 別の手段 (手動操作作用のKOTも)	9	[補足説明資料]47-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯	泊	相違理由	
1	1	1		
2	2	2		
3	3	3		
4	4	4		
5	5	5		
6	6	6		
7	7	7		
8	8	8		

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊	相違理由
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯	泊	相違	
1	1	1		
2	2	2		
3	3	3		
4	4	4		
5	5	5		
6	6	6		
7	7	7		
8	8	8		
9	9	9		

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊	相違
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯	泊	相違理由
1	1	1	
2	2	2	
3	3	3	
4	4	4	
5	5	5	
6	6	6	
7	7	7	
8	8	8	
9	9	9	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	大飯	泊	相違理由
1	1	1	
2	2	2	
3	3	3	
4	4	4	
5	5	5	
6	6	6	
7	7	7	
8	8	8	
9	9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	設備の名称	1	設備の名称	
2	設備の位置	2	設備の位置	
3	設備の構造	3	設備の構造	
4	設備の材質	4	設備の材質	
5	設備の寸法	5	設備の寸法	
6	設備の設置	6	設備の設置	
7	設備の取付	7	設備の取付	
8	設備の取付	8	設備の取付	
9	設備の取付	9	設備の取付	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	設備の名称	
2	設備の位置	
3	設備の構造	
4	設備の材質	
5	設備の寸法	
6	設備の設置	
7	設備の取付	
8	設備の取付	
9	設備の取付	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		相違理由	
9	14	屋外	屋外
8	13	屋外	屋外
8	12	屋外	屋外
6	11	屋外	屋外
10	10	屋外	屋外
9	9	屋外	屋外
7	7	屋外	屋外
6	6	屋外	屋外
5	5	屋外	屋外
4	4	屋外	屋外
3	2	屋外	屋外
2	1	屋外	屋外

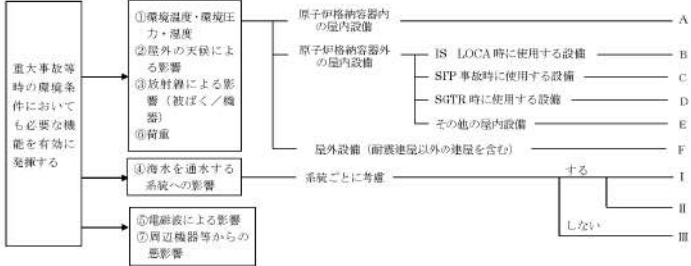
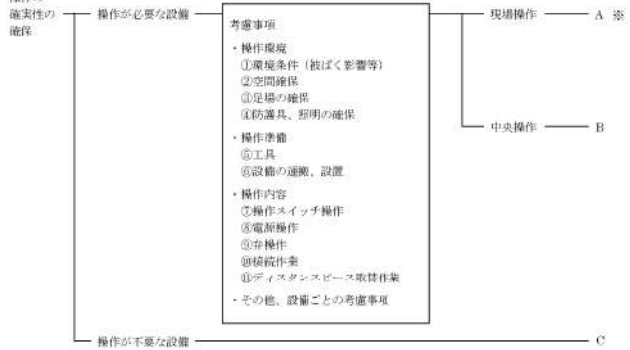
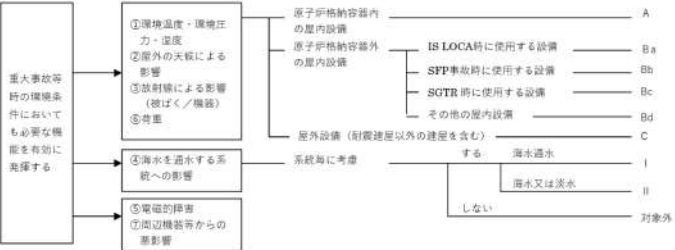

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)

項目	相違理由	相違理由
1	屋外	屋外
2	海水	海水
3	操作性	操作性
4	切り替え性	切り替え性
5	系統設計	系統設計
6	設置場所	設置場所
7	可視性の管理	可視性の管理
8	可視性の接続性	可視性の接続性
9	異なる種類の接続性の確保	異なる種類の接続性の確保
10	設置場所	設置場所
11	設置場所	設置場所
12	設置場所	設置場所
13	アクセスルート	アクセスルート
14	設置場所	設置場所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>④海水を流通する系統については、I：通常時に海水を流通する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスプレイスペース取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項 <p>現場操作 — A ※ 中央操作 — B C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 （例：A②、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統毎に考慮 する しない</p> <p>海水流通 淡水又は淡水 II 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ・その他、設備毎の考慮事項 <p>現場操作 — A 中央操作 — B 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・ 分解ができる構造 ・ 点検口等の設置 ・ 非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・ アストラインの構成 ・ 機関負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 電気機器 配管設備 計測制御設備 検査機 その他</p> <p>A ゴンブ、ファン、圧縮機 B 弁 C 容器（タンク類） D 閉込機器 E 空機ユニット F 汽機 G 内巻機 H 汽機 I 発電機 J その他機器設備 K 計測制御設備 L 試験機 M その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2（1）項参照</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・ 分解ができる構造 ・ 点検口等の設置 ・ 非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・ アストラインの構成 ・ 機関負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 静的構造 静的構造 電気設備 計測制御設備 検査機 その他</p> <p>A ゴンブ、ファン B 弁 M 圧縮機 C 容器（タンク類） D 閉込機器 E 空機ユニット F 汽機 G 内巻機 H 発電機 J その他機器設備 I 計測制御設備 L 試験機 K 汽機</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・ 弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要があるか¹⁾</p> <p>A</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏洩（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>非等で系統構成 Aa</p> <p>通常時は分離 Ab</p> <p>他設備から独立 Ac</p> <p>DBと同じ系統構成 Ad</p> <p>放射性物質又は海水を含む系統との分離 Ae</p> <p>高速回転機器 B</p> <p>高速回転機器 以外 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

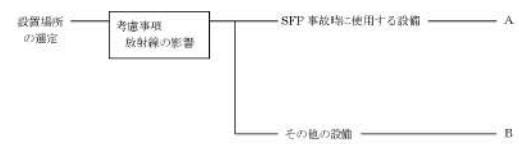
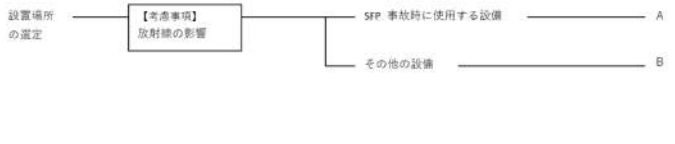

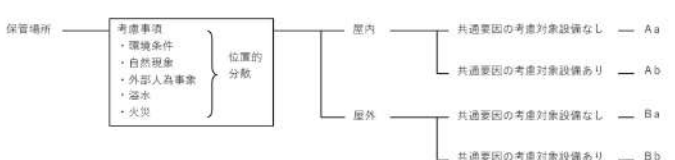
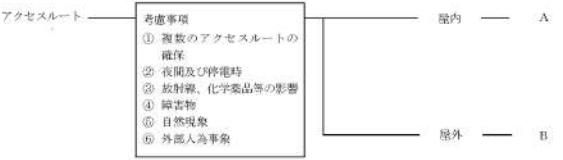


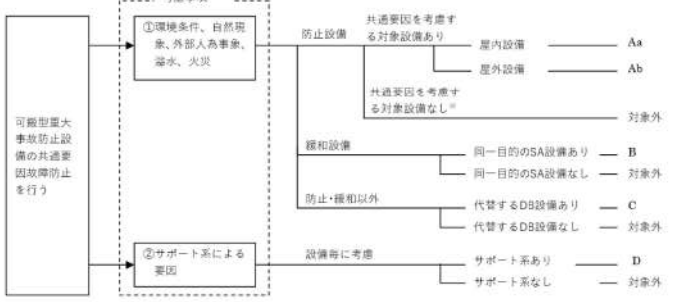
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C <p>予備数量の考えかた</p> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給電、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか</p> </div> <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給電、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ④、⑤以外 — c 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブル <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C 配管 <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブル <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 <ul style="list-style-type: none"> 端子のボルト・ネジによる接続 — A 通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D 小口径等 <ul style="list-style-type: none"> より簡便な接続規格等による接続 — C 水・空気配管 <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B 小口径等 <ul style="list-style-type: none"> より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装付属配管 <ul style="list-style-type: none"> 専用の接続方法による接続 — D 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 水・電力 <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・接続条件</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 水・電力 — 屋内（壁面含む） — A その他（空気） — 対象外 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">47-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">47-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="488 1364 1008 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1176 343 1859 1260" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1332 1284 1668 1308" style="text-align: center;">図47-2-1 配置図 (T. P. - 1. 7m)</p>	

47-2-2

47-2-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図47-2-2 配置図 (T. P. 2. 3m)</p>	

47-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="488 1369 929 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1108 207 1915 1260" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">図47-2-3 配置図 (T. P. 10. 3m)</p> </div> <div data-bbox="1478 1369 1534 1396" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 47-2-3 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1012 1359" style="border: 2px solid black; height: 727px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="488 1364 936 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1115 263 1854 1136" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1332 1284 1675 1316" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 図47-2-4 配置図 (T. P. 17.8m) </div>	

47-2-4

47-2-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1014 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 375 1870 1228" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1332 1284 1668 1316" style="text-align: center;"> <p>図47-2-5 配置図 (T. P. 24.8m)</p> </div> <div data-bbox="1478 1364 1534 1396" style="text-align: center;"> <p>47-2-5</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 197 1012 1361" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 371px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1366 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

47-2-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 197 1014 1361" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1366 936 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

47-2-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="488 1364 929 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1120 239 1881 1197"> </div> <div data-bbox="1321 1284 1680 1316" style="text-align: center;"> 図47-2-6 配置図 (T. P. 33. 1m) </div>	
47-2-8	47-2-6	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="488 1364 1008 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 47-2-15 </div>	<div data-bbox="1108 319 1836 1252" style="text-align: center;"> <p>図47-2-7 配置図（循環水ポンプ建屋）</p> </div> <div data-bbox="1444 1364 1512 1396" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 47-2-7 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>47-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>47-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査方法による試験設備(注)	
C 蒸気発生器	1. 運転試験	1. 運転試験	高	20M	蒸気発生器圧力容器検査	○ 炉内検査 ○ 炉外検査	
	3.382 本	1. 運転試験	高	13M	1. 一次系部分交換検査		
	1 次側	1. 運転試験	高	13M			
	2 次側	2. 運転試験 (スラッジランニング)	高	13M			
	マンホール	1. 運転試験 (ガスケット漏洩)	高	13M			
	D 蒸気発生器	1. 運転試験	1. 運転試験	高	20M		蒸気発生器圧力容器検査
		3.382 本	1. 運転試験	高	13M		1. 一次系部分交換検査
		1 次側	1. 運転試験	高	13M		
		2 次側	2. 運転試験 (スラッジランニング)	高	13M		
	加圧器	マンホール	1. 運転試験 (ガスケット漏洩)	高	13M		
加圧器安全弁		3. 運転試験 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	高	1F	加圧器安全弁機能検査		
加圧器過がい弁	3PCV-452A	1. 運転試験	高	13M	加圧器安全弁漏えい検査		
		2. 漏えい試験	高	B	加圧器安全弁分解放査		
		3. 分解放査	高	13M	加圧器過がい弁機能検査		
加圧器過がい弁	3PCV-452B	1. 運転試験	高	1F	加圧器過がい弁漏えい検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器過がい弁分解放査		
		3. 分解放査	高	20M	加圧器過がい弁分解放査		
加圧器過がい弁	3. 分解放査	1. 分解放査	高	20M	加圧器過がい弁分解放査		
		2. 分解放査	高	13M			

泊発電所 3 号炉

別紙 1-6/29

機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査方法による試験設備(注)	
C 蒸気発生器	1. 運転試験	1. 運転試験	高	20M	蒸気発生器圧力容器検査	○ 炉内検査 ○ 炉外検査	
	3.382 本	1. 運転試験	高	13M	1. 一次系部分交換検査		
	1 次側	1. 運転試験	高	13M			
	2 次側	2. 運転試験 (スラッジランニング)	高	13M			
	マンホール	1. 運転試験 (ガスケット漏洩)	高	13M			
	D 蒸気発生器	1. 運転試験	1. 運転試験	高	20M		蒸気発生器圧力容器検査
		3.382 本	1. 運転試験	高	13M		1. 一次系部分交換検査
		1 次側	1. 運転試験	高	13M		
		2 次側	2. 運転試験 (スラッジランニング)	高	13M		
	加圧器	マンホール	1. 運転試験 (ガスケット漏洩)	高	13M		
加圧器安全弁		3. 運転試験 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	高	1F	加圧器安全弁機能検査		
加圧器過がい弁	3PCV-452A	1. 運転試験	高	13M	加圧器安全弁漏えい検査		
		2. 漏えい試験	高	B	加圧器安全弁分解放査		
		3. 分解放査	高	13M	加圧器過がい弁機能検査		
加圧器過がい弁	3PCV-452B	1. 運転試験	高	1F	加圧器過がい弁漏えい検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器過がい弁分解放査		
		3. 分解放査	高	20M	加圧器過がい弁分解放査		
加圧器過がい弁	3. 分解放査	1. 分解放査	高	20M	加圧器過がい弁分解放査		
		2. 分解放査	高	13M			

別紙 1-6

試原-29

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="474 1369 929 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1727 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 280 1868 1313" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 321px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要否又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備試験法)
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の管(式 現設備) その他機器	1.分解点検 2.分解点検後	高 低	13M~104M 13M~65M	
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F B	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		1.機能・性能試験 (電部装置)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査
		1.漏れ試験 (電部装置)	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		2.分解点検	高	13M	
		1.分解点検	高	52M	
		2.分解点検 (特性点検)	高	13M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		2.分解点検 (特性点検)	高	13M	

別紙1-3(5/30)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要否又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備試験法)
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の管(式 現設備) その他機器]	1.分解点検 2.分解点検後	高 低	13M~104M 13M~65M	
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F B	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C	1.漏れ試験	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		1.機能・性能試験 (電部装置)	高	1F	主蒸気発生弁機能検査
		1.漏れ試験 (電部装置)	高	B	主蒸気発生弁漏れ検査
		2.分解点検	高	13M	
		1.分解点検	高	52M	
		2.分解点検 (特性点検)	高	13M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		1.分解点検 (特性点検)	高	39M	
		2.分解点検 (特性点検)	高	13M	

別紙1-6

試原-43

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査記録なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1313" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試原-46</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 733px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は保形式	検査名	備考 (〇印は適用する設備記号法則)
蒸気タービン [その他設備]	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3D 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3E 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3F 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3 凝水ろ過器	1. 外観点検	高	1F	2次系容器検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水機 並びに機器)	1. 5分率点検 2. 2分率点検	高 低	13M~150M 13M~130M	一部BMあり
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 蒸気タービン・抽気系統・ドレン 系統)	1. 開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
	2次系配管等*(上記)蒸気タービン 主配管以外の蒸気系統・給水系統・ 給・排気系統・ドレン系統・真空系統・そ の他機器の目か、タービン、ポンプ、蒸気 機器、弁等を含む	2. 非破壊試験 4. 外観点検*	高 高	両側管理用 計による	蒸気タービン開閉検査 蒸気タービン配管検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 非破壊試験	高・低	両側管理用 計による	一部低圧定後起動後 低圧定後起動後
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~260M	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	有効性評価No. 3の反映
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高・低	52M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	高・低	13M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検	高・低	52M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	1. 開閉点検	高	13M~150M	
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は保形式	検査名	備考 (〇印は適用する設備記号法則)
蒸気タービン [その他設備]	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3D 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3E 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3F 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	2次系容器検査	
	3 凝水ろ過器	1. 外観点検	高	1F	2次系容器検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水機 並びに機器)	1. 5分率点検 2. 2分率点検	高 低	13M~150M 13M~130M	一部BMあり
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 蒸気タービン・抽気系統・ドレン 系統)	1. 開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
	2次系配管等*(上記)蒸気タービン 主配管以外の蒸気系統・給水系統・ 給・排気系統・ドレン系統・真空系統・そ の他機器の目か、タービン、ポンプ、蒸気 機器、弁等を含む	2. 非破壊試験 4. 外観点検*	高 高	両側管理用 計による	蒸気タービン開閉検査 蒸気タービン配管検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 非破壊試験	高・低	両側管理用 計による	一部低圧定後起動後 低圧定後起動後
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~260M	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~260M	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	1. 開閉点検	高	13M~150M	
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M		
蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M		

別紙1-30(30)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は保形式	検査名	備考 (〇印は適用する設備記号法則)
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水機 並びに機器)	1. 5分率点検 2. 2分率点検	高 低	13M~150M 13M~130M	一部BMあり
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する 蒸気タービン・抽気系統・ドレン 系統)	1. 開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
	2次系配管等*(上記)蒸気タービン 主配管以外の蒸気系統・給水系統・ 給・排気系統・ドレン系統・真空系統・そ の他機器の目か、タービン、ポンプ、蒸気 機器、弁等を含む	2. 非破壊試験 4. 外観点検*	高 高	両側管理用 計による	蒸気タービン開閉検査 蒸気タービン配管検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 非破壊試験	高・低	両側管理用 計による	一部低圧定後起動後 低圧定後起動後
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~260M	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷性能検査
	蒸気タービン(その他設備)	1. 駆動・性能試験	高・低	B	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~260M	2次系弁弁検査
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
	蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M	
	蒸気タービン(その他設備)	1. 開閉点検	高	13M~150M	
	蒸気タービン(その他設備)	2. 2分率点検	高	13M~130M	
	蒸気タービン(その他設備)	3. 3分率点検	低	30M~200M	
蒸気タービン(その他設備)	4. 除塵点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M		
蒸気タービン(その他設備)	5. 駆動装置点検 (特性点検)	高・低	13M~182M		

別紙1-30

試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書検査成績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1870 1316" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1422 1326 1868 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1326 1865 1347" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系統機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系統機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試原-66</p>	